

第六十一回国会 衆議院 石炭対策特別委員会 會議録 第十一号

昭和四十四年四月十八日(金曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 平岡忠次郎君

理事 神田 博君

理事 菅波 茂君

理事 岡田 利春君

理事 田畑 金光君

理事 佐々木秀世君

南條 徳男君

八田 貞義君

三池 信君

中村 重光君

池田 順治君

出席國務大臣

通商産業大臣 大平 正芳君

出席政府委員

通商産業政務次官 藤尾 正行君

通商産業省鈦山局長 中川理一郎君

通商産業省鈦山局長 長橋 尚君

通商産業省鈦山局長 橋本 徳男君

通商産業省鈦山局長 保安局長 橋本 徳男君

委員外の出席者

文部省初等中等教育局財務課長 岩田 俊一君

通商産業省企業局立地公害部立地指導課長 工藤 敦夫君

通商産業省鈦山局長 北村 昌敏君

通商産業省鈦山局長 石炭局石炭部炭政課長 佐藤淳一郎君

通商産業省鈦山局長 石炭局石炭部計画課長 佐原 亨君

運輸省自動車局業務部長 渡谷 正敏君

自治大臣官房参事官 佐々木高久治君

参 考 人 (日本石炭協会会長) 大槻 文平君

参 考 人 (日本石炭協会連合会顧問) 植田 勲君

参 考 人 (北海道石炭鉱業協会副会長) 町田 勲光君

参 考 人 (日本炭鉱労働組合中央執行委員長) 山本 忠義君

参 考 人 (全国石炭鉱業労働組合書記) 早立 栄司君

参 考 人 (全国炭鉱職員組合協議会議長) 佐藤 栄一君

運輸省自動車局業務部長 渡谷 正敏君

自治大臣官房参事官 佐々木高久治君

参 考 人 (日本石炭協会会長) 大槻 文平君

参 考 人 (日本石炭協会連合会顧問) 植田 勲君

参 考 人 (北海道石炭鉱業協会副会長) 町田 勲光君

参 考 人 (日本炭鉱労働組合中央執行委員長) 山本 忠義君

参 考 人 (全国石炭鉱業労働組合書記) 早立 栄司君

参 考 人 (全国炭鉱職員組合協議会議長) 佐藤 栄一君

本日開催に付した案件

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三十六号)

石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三十七号)

○平岡委員長 これより会議を開きます。

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。

田畑金光君。

○田畑委員 初めに合理化臨時措置法についてお尋ねいたしますが、この法律改正の一番大きな柱

は、山ぐるみ閉山の場合に石炭鉱山整理特別交付金を交付するという点であります。で、最初にお尋ねしたいのは、この特別交付金を交付するについて、四十四年四月一日から四十六年三月三十一日の二年間に限ってということになっておりますが、二年を限ったということはどういうことなのか、まずその点を御説明願います。

○中川(理)政府委員 特別交付金の制度につきましては、政策といたしましては、従来の石炭対策から申しますと全く異例かつ破格な措置というところでございます。できれば一般交付金の制度の一般的改善によって処理をしたいという気持ちであったのでございますけれども、実態を見ますと、石炭鉱業審議会が調査をいたしました企業実態、その内容というものをに基づきに検討いたしましたところ、やはりこのような制度がこれに要する、という感じでございます。非常に大きな財政負担を伴う破格の措置でございますので、一元的に考えたり——しかも実態面から申しまして、そのような制度を必要とする実態、内容によっておるものはごく限られておりますので、二年間の暫定期間を設ければ足りる、長くこの制度をしかなくとも、この制度の適用を必要とする実態にある会社というものは、二年以内に措置を完了し得るというところで、限定をいたしました次第でございます。

○田畑委員 その点、政策当局者の意図というものはよくわかりますが、石炭対策特別会計法の一部改正法を見ますと、四十四年度、四十五年度に限り必要なときは予算で定める限度において借り入れ金をすることができ、こうなっておりますわけでありまして、このことは、いまの合理化臨時措置法に基づき二年の時限で、山ぐるみ閉山等の異常な事態は解決できるんだという考え方と呼吸しておる石炭対策特別会計法の改正であるかと見えておるわけですが、そのように理解してよろしいかどうか。そうしますと、二年経過後は

山ぐるみ閉山ということとは起きないであろう、こういう想定であります。かりに起きたとしても二年経過後に起きるのである、山ぐるみ閉山については特別措置の対象にならない、こういうことになるのか。もしそうだとすればその間に政策上の不均衡ということが出てくるわけでありまして、この点についてはどういう説明をなさるか、明らかにしていただきたいと思います。

○中川(理)政府委員 対策を審議会が考えましたとき、これはいづれにいたしましてもある種の資料を用いまして予測の上でいろいろと考えておるわけでございます。したがって予測でございまして、田畑委員がおっしゃいますように予測と違う事態が絶対起こり得ないということは、審議会といえども私といえども言えないのでございまして、先ほどお答えいたしましたように、特別閉山交付金制度を用意しなければならぬ実態にあると思われるものは、石炭全体の観点から申しますと、二年間くらいで処理を決定しなければならぬ事態に來るものと判断をいたしましたわけでございます。残りの企業に対しては再建交付金制度の活用と、今回とりまいた安定補給金の改善並びに事業団の無利子融資制度という一連の施策の運用よろしきを得れば、そしてまた当該企業が力を出してくれるならば企業ぐるみ閉山というような事態にはならないものという予測を、いろいろな角度での収支予想、損益予想というものを加えて判断いたしました次第でございます。なおかつ一般閉山交付金のはうの制度も改善いたしておりますので、それらの企業に対しては、起こり得るとして、一般交付金による部分閉山というもので処理し得るのではなからうか。したがって、二年後に実態の変化等がございました場合に、いまの安定補給金その他の諸施策についてあるいは改正をは

からなければならぬ。実態が部分的には出てくるかも知れませんが、特別交付金制度を二年に限定してやることを変えなければならぬ。実態というものは、いまのところ私どもとしては見当たらない、こう考えておる次第でございます。

なお、先ほどおっしゃいました特別会計の収入との関連でございますが、御承知のように特別会計収入は年率一割増の収入増加が出てまいります。それらの点を勘案いたしますと、五年間で四千億円ないし四千五百億円というものが考えられるわけでございますけれども、年度別の収入額から申しますと、そのような増加状況になっておりますので、後半に収入が多くなって前半に少ないというような形に相なります。しかしながら、今回の新しい対策はやはり即刻実行に移すべきである。再建交付金等につきましても、十五年の年割り額は直ちに必要に相なりますし、安定補給金を初年度からやっていく、無利子融資も初年度からやっていくというのを考えました上に、さらに御指摘の特別閉山交付金の財源というものが要することになりますので、五年間大体平均化したものとして処置しないと対策を実施に移し得ない、こういう判断から、大体五年間の平均額を初年度から使っていくというつもりで借り入れ規定その他を用意いたしました次第でございます。

○田畑委員 二年後にどういう事態が起きるかということは、今日想定しても、またその想定の上に立つて議論しても水かけ論になるわけですから、これ以上たしませんが、ただ私は、特別交付金の支給を二年に限定したということについては、二年後山ぐるみ閉山というものは起き得ないであろう、こういう想定であります、しかしそのような状況を案観的に予測することもいなかと思うわけですが、したがってこの点について、今後の事態の変化に応じて善処することを強く要望しておきたいと思ひます。

そこでお尋ねしたいことは、企業ぐるみ閉山によっていろいろな手厚い措置が行なわれるわけであり、一般の金融債務、特に労働債務あるい

は一般債務等について、この企業ぐるみ閉山によって今回手厚い措置がなされますが、これはトン当たりどのくらいになるのか。一般の閉山交付金については、いま局長がお話のように、トン当たり二千四百円から今度は三千三百円というふうになるわけですが、これからの二年間に限定して山ぐるみ閉山の場合の特別交付金はトン当たりどれくらいになるものか、これが第一点。

それから第二点としてお尋ねしておきたいことは、いま局長がお話のように、本年度並びに来年度山ぐるみ閉山等が予想されるので、したがって関税法に基づき原油関税の収入だけではまかない切れないから、ことしの予算措置でも八百八十四億の中で三十七億の一般会計からの借り入れをやっておるわけですね。来年も同じようなことになるであろう。しかし再来年以降はむしろ石炭特別予算というものは漸減する傾向になるのじゃないだろうか。と申しますことは、答申によれば、これから五年間およそ四千二百億を石炭の支出に回すということになっておられますが、しかし関税収入の伸び率というのは年を追うて、いまお話がありましたように毎年一割ずつふえていくわけですね。四十四年度は関税収入が大体七百七十四億と想定しておるようでありまして、四十八年度になりますと千四百一十一億、昭和四十四年度から昭和四十八年度までの間に四千七百億くらい財源が出るわけでありまして、その中で四千二百億、こういうようなことだとすれば、再来年以降の石炭予算というものは横ばいか漸減するということになるのじゃないだろうか、こういうように見るわけでありまして、大蔵省との折衝の過程でそのあたりはどのような想定のもとに本年度の予算がつくられたのか、このあたりをひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

○中川(連)政府委員 第一点でございますが、今回の特別閉山交付金制度での実際の支出が一般閉山交付金制度のような考え方でトン当たり額で表示し直してみるとどれくらいになるかという御指摘でございますが、ごく最近まで退職金の具体的

内容等をいろいろときめかねておりましたし、最終的に決定いたしました数字で、さほど正確な計算はまだできておりませんけれども、昨日お答えいたしましたような内容で考えてみますと、おそろく約八千億円くらいになっておるのではなからうかと存じます。

それから第二点の特別会計の収入の見方でございますが、これは原油の関税収入というものの見方にかかわることでございますし、それがまた経済成長率その他と関係のあることでございます。なお的確には見えませんが、五カ年間で大体四千五百億くらいあるのではないかと、石炭対策費としてはそのくらいのもは用意するつもりでありますので、その枠内においてある程度の部分的な政策の、予算制度の改善ということ、毎年予算折衝あるいは予算御審議にあたって具体的なきまつていくことだと存じますが、基本的な考え方は審議会の答申もそうでございますし、毎年増加していく原油関税を永遠に増加度合いのままだに石炭の対策につき込むということには、国全体の財政収入の使い方としていろいろと議論があるわけでございます。通産省に例をとってみましても、本年度、四十四年度御審議をいただきました石炭特別会計の額というものは、他の通産省の予算から博覧会の費用を除いたものにほぼ匹敵をいたしておるということでございます。政府全体、審議会の答申、この二つの考え方から、大ざっぱに申しますと、五カ年間の収入は使わせ、四十四年から向こう五カ年間の収入の中で石炭対策をやる、それ以降はその増加のいかんにかかわらず一定のところで横ばいにしてもらうという前提で対策を考えたいということが基本でございますので、さほどこまかい具体的な取りきめをいたしておるわけではございませんけれども、大づかみに申しますと、五カ年間は対策に振り向け、六年目以降はおよそ五カ年間の平均額があるいは五年目末の石特会計の規模というものの横ばいあるいはそれ以下のものとしてものを考えたと

いうことが考え方の大筋でございます。

○田畑委員 いまの点についてもう一度念を押したいのですが、お話しのように、この五年間の石炭会計の財源は、原油関税の収入は四千六百億から四千七百億前後に想定されるわけでありまして、答申はおおよそ四千二百億を目途にしておるわけですね。しかし今後のいろいろな石炭事情の変化によつては四千二百億をこす場合もあり得ると考えますが、その四千二百億という点については、弾力的に今後の石炭事情の推移に応じて予算処理ができるような大蔵省との話し合いに、了解になっておるのかどうか、この点が一つです。もう一度そこをあらためて御説明願いたいと思ひます。

それから三十五条の六の第二項によれば、従業員債務の中で貯蓄金債務については政令で定める利率で押えることになっておるわけでありまして、この政令で定める利率というのは幾らを予定しておるのか、何%予定しておるのか。また私は、今回の政策によつて特に一般債務の点に顧慮されたということは前進した手当であると考へておりますが、この一般債務の「その購入に係る買掛金債務その他通産省令で定める債務」こうなっておりますが、「その他通産省令で定める債務」とは何なのか。私はここで具体的に、昨年来いろいろ陳情を受けております、これは特に九州地区に多いといわれておりますが、電力用炭納入商社、こういう人の方の持つておる債権、こういうものについてはいま申し上げました「通産省令で定める債務」の中で見えるようになっておるのかどうか、この点。

さらにお尋ねしたいことは、二年がたちますと、結局閉山交付金は部分閉山という想定と局長はお答えになりましたが、トン当たり三千三百円で処理するということになるわけでありまして、トン当たり三千三百円で処理するということになってまいりますと、貸金債務あるいは金融債務、貸付債務、一般債務等々についてはどの程度の保証というものがなされるのか、この三千三百

円の場合は。この点について御説明願いたいと思
います。

○藤尾政府委員 第一の問題だけ私が答えさせて
いただきますが、これは四千二百億円を弾力的に
考えることができるかできないか、こういうお尋
ねであったと思います。

私どもは審議会のはじき出しました四千二百億
円ですべてが処理できるかどうか、これはやっ
てみなければわかりませんから、これは弾力的に考
えられるものというにいたしておきます。し
かしながら、これは無限に弾力的であるかどうか
ということになりますとそれは言えませんので、
やはり弾力性の限界というものもあるわけでご
いまして、大体四千五百億円をめどにいたして
おる、かように御了解をいただきたいと思いま
す。

○中川(理)政府委員 いままでの普通交付金でも
同様の取り扱いをいたしておりますので、政令で
定める割合は百分の五ということで考えておりま
す。

それからその点でお尋ねになりました買い掛け
金その他というのはどういふものであるか。抽象
的に申しますと、会社が受け取ったものあるいは
役務、こういふものの対価ということに相なら
うかと思いますが、たとえば請負会社に対する請
負代金の未払いでございますとか、いまおっしゃ
いました販売店、販売業者に対する保証金とい
ったものの中で、政令段階で明定したいとい
うと考えております。

それから最後にお尋ねになりました三千三百
円、平均額で申し上げておりますけれども、これ
のトシ当たり交付金額の算定をどのように考えた
か、貸金債務なり鉅害債務なり優先債務、一般債
務というところにどれくらい充当できるものとし
て考えたかというお話でございますが、九州、本
土、北海道と今回は若干たがえて計算をいたして
おるわけでございますが、本土の例をとって考え
ますと、大体貸金債務に対して二千四百七十
円、鉅害債務に対して二百円、優先債務に対
しまして三百七十円、一般債務に対して四百五十

円、合計額で三千四百九十円。三千三百円と申し
ましたのは、地区別にそれぞれ計算をいたしましたも
のの平均額を申し上げております。大体かような
数字で算定をいたしておりますのでございませ
う。

○田畑委員 次に御尋ねしたいのは、七十八条に
二項を加えたわけでありましたが、これは読まなく
ても御存じのとおりであります、通産大臣が勧
告することができ、こうなっておりますわけであ
る。そして、石炭鉅業審議会の意見を聞いて、こうい
うことではあります、この点は具体的に申しま
すと、昨日岡田委員の質問に対してお答えになっ
たその内容の中に、石炭鉅業審議会の中に新設す
る体制委員会に石炭鉅業再編成小委員会と鉅区調
整等小委員会を設け、来年八月を目標に企業統
合、販売機構の合理化などの再編成を審議す
る。来年八月とお答えになったかどうか知りま
せんが、そういう答えがあったわけでありませ
ん。今回は答申に基づいて体制部会を設け、さらにそ
の中に小委員会を設けて体制問題あるいは鉅区の
再編等について期限を切つて企業統合、販売機
構の合理化などの再編成をやる、こういう方針
の説明がございましたが、この場合の企業統合の再
編、統合というのは一体どういうことを考えてお
るのか、あるいはそれ自体今後考えてもらうの
だ、これを審議会で検討してもらいたいというこ
とであるかもしれない。あるいはまた鉅区調
整、調整の問題等については、これはもうすで
にその小委員会等で論議するほどもなく、もう
石炭局自体でいろいろあつせんなり調整なり努力
なさつておる、こう思うのですが、こういう問題
も来年八月まで待たなければできないのかどう
か。新政策が発足した今日、そういう問題等につ
いてはゆるやかにいかまえておる状況ではない、
こう考えるのでございしますが、この点について
はどういう方針なのか、さらにまた鉅区の調整等
について、私がかねて主張しておりますように、や
はり鉅区売り買いということになれば金が必要
になるわけでありまして、こういう点について
は合理化事業団の無利子融資等の措置が講じられ

るようになるのかどうか、このあたりひとつ御説
明いただきたいと思ひます。

○中川(理)政府委員 昨日岡田委員の御質問にお
答えしましたように、石炭鉅業審議会の中に体制
委員会を設けるという通産省の考え方の中に、
来年の八月を目途にして石炭鉅業全体の体制面
における基本的な構想というものをじっくりとつ
検討してもらふという、基本的な、そしてかつ
第二に、鉅区調整等小委員会というところで申し
上げましたように、それまでの間に具体的に詰
めるべき。前者に比較すればやや部分的といわ
ざるを得ないけれども、時間的には
ただいま御指摘がございましたように焦眉の急に
なつておるといふものもございしますので、そ
ういふものを具体的案件に即して処理をいたす、検討
を、二つの小委員会等で行つていきたい、こうい
うことでございます。

前者につきましてはそういう意味合いにおきま
して、法律の条文との関係で申し上げますなら
ば、必要であれば通産大臣も勧告をいたすことは
やぶさかではございませんし、これは積極的にや
るつもりではございしますが、これは基本的な
構想にからむことではございしますので、これは望ま
しいのは当事者がほんとうにその気になつて
うというところでございまして、その審議を通じ
てそういう気持ちになつてもらうことが必要であ
うと思つてございします。そのため先日もお答
えいたしましたように、学識経験者を主体とはい
たしておりますけれども、労使の代表を参加させ
て、これにはいろいろと見解の相違があると思
ひます。昨年の審議会の審議経過にかんがみま
しても、よほど距離のある議論が両極端にあると
いうことでございしますので、一年余をかけまして
デイスカスの間にそれぞれ気合が合つて、
自主的自発的に積極的なやろうというのを期待
したいのでございします。また基本的な体制変更
といふことになりますれば、審議会に言われて

あるいは通産大臣の勧告を受けて、いやいやな
らやるといふようなことでいい成果があるとも
私どもは考えないのでございまして、できるだけ
そういう形が望ましい。しかしながら、必要があ
れば必要な意見は大臣の勧告といふことでござ
いしていただくことについて消極的であらうと思
つておらない、こう申し上げてよろしいのでは
ないかと思ひます。大臣のお気持ち、政務次官各
位のお気持ちを聞いてみましても、この際ひとつ
積極的なやってみようではないかといふことで、
以上のように申し上げたのでございします。

なお具体的案件につきましては、現行法でも相
当のことができるようになっておりますし、事実
部分的に過ぎるという御批判はあろうかもしれ
ませんが、いままでも当面必要なものについて
は大体トータルな解決をしてきたつもりであり
ます。この際でございますので、もっと徹底して
やるといふことについては業界自身もその機運は
ございまして、通産省も大いに積極的にやりたい。
その際は岡田委員から御提案があつたように、
使つてない鉅区は供出義務を課してもいいでは
ないかという御意見もあつたわけでございする
で、そのことは答弁ではお断り申しましたけれ
ども、事態の問題としては、さほど大きな対価を
提示しなければ鉅区を譲らないといふことには
ま必ずしもなつていないと思ひます。具体的案件
を見ますと、われわれが考えている金額とあまり
かけ離れたことは、鉅業権を手離すほうの当事
者が考えていることは、間々ございしますが、多い
例ではない。しかも話が着落しますときには、相
相手側の譲り受けるほうの立場も考えまして、長
期の年賦払いというふうなことも、現実的には話
し合ひがついておる状況でございしますので、融
資の件も御意見として私どもは検討いたしますけ
れども、役所が中に入つて積極的な指導をいたし
ますならば、当面、鉅区調整の問題といふもの
は、さほど大きな困難はないと考えておる次第で
ございします。

○田畑委員 いまの御答弁のとおり、ひとつ積極的な気がまえて鉱区の調整の問題、あるいはまた今後の企業の再編の問題等については関係者の意見も十分聞きながら、できるだけ合理的な方向を見出す努力を政府においては一そう進められるよう強く要望しておきたいと思ひます。

次に、私は石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部改正法、これについてお尋ねをいたしますが、前回の一千億は肩がわりという名称でやったわけですが、今度はこれが再建交付金という名前に変わってわけですが、名前の変わった積極的な理由は何かあるか、この点と、それから前回の肩がわりの場合は十年以上の鉱量、さらにまた赤字だ、この二つが要件になっていたわけでありまして、今回の場合は十年以上の鉱量、そうして希望する山はすべて対象にする、こういうことになったわけでありまして、このように条件を変えられたという事は、こうすることによって石炭産業の安定をはかれるという積極的なメリットを想定していることだと思ひますが、この点についての考え方を承りたい。

それからまた、再建交付金交付の条件の中で特に重要視されたのは、再建整備計画の中に保安計画を同時に提出すること、これが重要な要件になつておるわけでありまして、従来、生産の前提は保安だ、こういう考え方で政府としても施策を進めてまいつたわけでありまして、したがって、われわれは従前とも保安の問題は十分生産計画の中に取り入れて、再建整備計画を認める、認めないについても、保安と切り離して考えられなかったことだ、こう見ていたわけでありまして、今回保安計画を再建整備計画の中に明確にうたわれたという積極的な事情は何か。特にこの再建整備計画の重要な要素になつてきた今後の保安計画の中で、特に重要視される内容は、どういふことを考えておられるのか。あとの点は、ひとつ鉱山保安局長からお答えをいただきたいと思ひます。

○中川(連)政府委員 前回の一千億円、これを俗

称いたしました肩がわりと申しております。法律的には元利補給契約ということで、同じような名前を使つておるわけでございますが、今回再建交付金という名称を掲げておることは、単に名前前の相違だけでなくて、考え方において相当異なるものもあるからそうしたのであらう、それはどういふことであらうかという御質問でございますが、振り返つて考えてみますと、前回の一千億円の元利補給を考えたときの答申の考え方というものは、過去の石炭産業のスクラップ・アンド・ビルド政策の中で、主として閉山処理ということに必要な借り入れ金というものが累積をいたしまして、期間的な損益とかかりなく根っこにある赤字あるいは借り入れ金ということ、今後の石炭産業の再建の足を引っぱつておる。その額が精緻には言えませんが、おおよそ一千億ぐらいの元利補給によつていわゆる肩がわりをいたしますならば、石炭産業が将来に向かつて生きていこう、努力をしていこうという気持ちになり、そのようにやつてもらつておつたときの極端になつておる重荷というものが断ち切れるであらう、こういうことで考えたわけでございます。したがつて要件としたしましては、その肩がわりによつてその会社が先行き再建できるということと同時に、そのような足を引っぱつておる重荷が、現実的にその会社にあるのかどうかということが前提にあつたわけでございますために、いわゆる赤字要件が加えられておつた次第でございます。今回私も再建交付金制度ということによっておる私どもが再建交付金制度というところで言つておることは、そのような過去の閉山処理に必要であつた赤字の処理というものは、前回のいわゆる肩がわりによつて解消をしておるわけでございますが、にもかかわらず、再建整備計画の実施が思ひにまかせぬ、これは客観情勢の変化もございまして、思ひ切つて石炭産業の再建というた

めには、かなりの犠牲を覚悟してもう一度考え直すべきではないかという御意見が、一昨年の暮れ以来当委員会等でたびたび議論のほつてまいりまして、あれだけの措置をして、中一年おいて

また次の制度ということには、いろいろ問題が客観的にはあつたわけでございますけれども、この際、ほんとうの意味における石炭産業の再建というためには、前回の一千億の肩がわりをもつてもなお超過債務に苦しんで、存続できない会社というものが数社ある。これには特別閉山交付金制度というものであつて処理をしてしまつて、本人がその気になれば、残りの会社につきましては、過去の重荷をどうするということではなくて、前向きにこれから石炭産業の新しい手であるべき企業に對して何らかの助成をしたい。助成の方法、手段といたしまして、資金繰りに困つておるといふ実態と兼ね合わせまして、債務の処理、元利補給、同じような方法論をとりまして、たけれども、ねらいは、今後の石炭産業を託すべき企業に對して助成を加えてやりたい。助成の一方方法論として債務処理という、前回と同じような処理にいたしたわけでございますけれども、ねらいそのものが違つておるわけで、その意味におきまして先ほど御指摘のような赤字要件というものを取りはずしたわけでございます。これから石炭産業を託するにあらうという場合に、強い企業こそさらにその負担にたえてもらふべきである。そうであれば、先行きの問題、いろいろなことを考えますと、これらにもかかわつてやろう、したがつてまた、途中経過ではかりに一時的に赤字に転ずることがございまして、前回のような肩がわりの打ち切りというようなことはしないというところで、あくまでも将来の再建を託して助成をするという考え方でものをきめてきた次第でございます。

○橋本政府委員 今回の再建整備計画の中に保安の長期計画というものを織り込みました意味でございますが、およそ企業の経営を長期に見ます場合に、これがほんとに再建し得るかどうかという場合は、幾つかの条件を完全に満足しないと、とうていその見込みが立たないわけでございます。しかも保安は御承知のように石炭再建の大前提というふうなことでございますので、保安上長期的

な観点から見まして各種の要素が充足されなければならぬ、その要素がすべて充足されて、その上で、はたして経営自体がどういふ姿になつて再建し得るかというふうな観点から長期の保安計画というものをこの中にまず取り入れ、その十分な達成をはかつた上で長期の経営計画というふうなものを見通していききたいという気持ちからでございます。

この中に織り込みます事項といたしましては、いづれにしても長期の問題でございますので、細部の点につきましては毎年度の保安計画というところでやつてまいりますが、端的にいへば、物的な面、人的な面、資金的な面というふうに分かれますのでございまして。たとえば、物的な面、人的な面といたしましては将来の採炭をやつていくのに余裕を持った掘進というふうなものを想定した場合に、どの程度の掘進のめどをつけることが適当であるかといったようなものを、この中に物的な面として入れてもらひ、その他いろいろな保安機器の整備といったようなものも、操業に十分マッチしたような形における保安機器の整備をはかる姿はどうであるかというふうなことを織り込んでいきたい。それからまた労働の面におきまして、将来の採炭のためにどの程度の人的な異動が予想されるか。それに対して、たとえば保安のために必要な保安係員なり保安の技術者なりといったようなものはどういふような姿で確保する見通しであるかといったようなことを検討したいと思つております。したがらしまして、そういったものの集約になるかと思ひますが、資金的な面といたしまして、全体を通じて、全体のいわゆる操業資金の中で保安の関係の資金がどういふ姿で推移するかといったようなことを織り込んでいきたい。こういった問題についての具体的な内容は、そういったものについて一つの大きな角度から長期的な見通しに立つて、個々の問題については毎年度の計画でこれを実施し、十分検討していくというふうな方法をとつておる次第でございます。

○田畑委員 石炭局長にまずいまの御答弁に関連してお尋ねしますが、一千億の再建交付金を支給する今回の場合は、先ほど申し上げたように前回の一千億の肩がわりと条件が異なるわけで、また個別企業においてもこれを受けた山といたことになってまいりますと、再建交付金をもらったほうが得か、安定補給金をもらったほうが経営上プラスか、こういう判断で、したがって前回は一千億の肩がわりで充てられたが、今回の一千億の予定額というものはおそろく下回るのじゃないか、こう判断するわけですが、再建交付金について一千億のワクの消化の見通し、これはどのように算定しておられるか、これが第一の質問。

第二の問題としてお尋ねしたいことは、再建交付金契約の内容は、第一は金融債務、第二は四十二年下期の経過金融債務、第四は従業員債務、こういうことになっておりますが、特に先般来の質疑応答によりまして、従業員債務、経過金融債務、これが済まなければ一般の金融債務の返済には入らない、こういうことでございまして、そのような優先債務を順位を立てて処理されることは当然のことだ、こう考えますが、従業員債務などは経過金融債務、こういうものが済むまではということになってまいりますと、今後予想される再建交付金の交付にあたって、一体一般金融債務に充当するのはどれくらいいわれる政府機関と申しますか、これが必要であるのか、この点をひとつお尋ねしておきたいと思うわけですが。

それから鉱山保安局長から、今後の保安計画に取り入れる内容等についてはかくかくであるというところをあげられましたが、保安の問題については十二分以上にひとつ今後とも人的、物的面において配慮されることを強く要望したいと思っておりますが、この間、ことしの四十四年度要求額の十六億七千万の予算の中で、石炭鉱山保安確保費十四億二千六百四十二万、この中のいろいろな保安専用機器の整備拡充であるとかあるいはガス抜き促進であるとか、密閉の促進であるとか、こういうことを取り上げられておりますが、あのとき特

に私が質問して、今後の方針をお尋ねいたしました。いわゆる機械化による完全充てん払いのメリットについてどのように見られておられるのか。私の知る限りにおいては、切り羽の温度が著しく低下する、あるいは重圧とか自然発火、出水、ガス、地表沈下の防止等に非常な効果があり、保安の面からあるいは生産の面から鉱害の面から大きなメリットがあるということを知りたいと思っておりますが、こういう点等について、大きな意味における保安対策として今後取り上げる用意があるかどうか、いま一度お尋ねしておきたいと考えております。

○中川(理)政府委員 お答えいたします。再建交付金の予定といたしまして、一千億円を限度とするというところしか法律にはうたっておりませんけれども、私どものほうでは前回の肩がわりを受けた会社といたしましては、先ほど御指摘のなかでかなり明瞭な意思として、先ほど御指摘のございましてように再建交付金の交付を受ける社とそうでない社とでは、安定補給金の額をたがえております。しかもそれを会社側の選択にゆだねておりますので、かなりはつきりしたものであるとおそろく安定補給金のほうに回るだろうというものをはずしまして、残り、不確定な要素もございしますけれども、再建交付金の交付を受ける可能性のあるものをリストアップいたしまして、それらに對しまして一千億円を出すという前提で計算をいたしましたわけでございます。その中には今回会社解散を決定いたしました、特別交付金の交付を受けて閉山しようという明治、杵島も入っておりますので、これらのものは一千億円の再建交付金の予定額の中から、その社が受けたであろうものを差し引くことになっております。なお今後中小炭鉱等が再建交付金の交付を希望してくるかどうかというものは、いましばらく時間が要すると思ひますけれども、おおよそそのところ、いまの二社を引きまして八百五十億円くらいの額を配分することになるかと思ひます。その際金融債務は大づかみに申しまして六百六十四億程度と考えて

おります。従業員債務等のものが百八十六億円程度のもの、こう考えております。先ほど御指摘の経過金融分はこの金融債務の六百六十四億の中に含めて考えるわけでございします。そこで、法律で定めておりますように、経過金融分と従業員債務の分は優先債務という考えをとっておりますので、その分は一般の金融債務から申しますと、据え置き期間を設けて、これら優先債務の償還が終わったあとでその償還に入っていく、こういうことで考えておりますが、それがどれくらい期間に相なるだろうかということ、この従業員債務あるいは経過金融の分を大きく持つておる会社とそうでない会社と、事を分けて考えなければならぬわけでございします。したがって従業員債務に手当てをすべきものがない、経過金融も受けていないという会社にとりましては、配分された額の元利補給が初年度から始まっていく。そうでない会社は優先償還が終わってから、これにはこの額の多寡によりまして差等があるかと存じますけれども、長いもので優先償還期間が三年半くらいになるものもあるかもしれない。あるいは四年くらいのもものも出てくるかもしれない。いま正確には、個別のことでございしますのでまだ見きわめをつけておりませんが、大体その程度ではなからうかと考えております。

なお、この再建交付金の交付を希望するために、当該石炭企業が借り入れをしておる銀行との間で話を付けて、契約変更をして持ってきたければいかぬわけでございします。そこでいまの私の試算は、すべてこの話がついて希望してくるだろうという前提に立ってお答えを申し上げたわけでございますが、銀行協会とは私のほうでいま接触をいたしております、ただいまのところ大ざっぱな感觸を申し上げますならば、前回の肩がわりと異なりまして期間が十五年になった、金利は三分にカットしたというところから、金融機関としては非常にこの条件はきびしいという不満の意を表してはおりますけれども、石炭鉱業再建のために金融機関もひとつ犠牲を応分には負うとい

うことで、協力すべきだということで話をしておりますが、感ぜしめてはきびしいという受け取り方はいたしておりますけれども、結局は総体としてこの契約を更改をいたしまして参加するであらうという感觸を最近にはつかんでおりますので、先ほどお答えした想定数字とあまり変わらないことにはなるだろうと思っておりますが、もし金融機関と話のつかない企業が出てまいりますと、その分を減額いたしまして、そのかわりより高い安定補給金をその企業に渡していくということになるはずでございします。いまのところはまず予想どおりには事は運ぶものという感じでございます。

○橋本政府委員 充てん払いの保安に占める役割りは先生の申し上げましたとおり非常に大きな地位を占めております。自然発火、ガス爆発、坑内出水、坑内の温度が高くなったといった場合大災害につながる大きな原因を排除するためには、充てん払いというのはいくらも効果ある方法と考えております。そればかりでなく、昨年の五月に起きた美唄の山はねと同時に起きた自然発火、こういうようないわゆる山はねというような特殊な現象につきましては、現在の技術の段階としましては、こういう充てん方式というものをとることが必要ではないかといわれておるような大きな役割りを持っております。したがっていましめて、これにつきましては、われわれも何とか助成の道を考えていこうというところで検討をいたしましたのでございします。残念ながら充てん量を明確に測定する方法がきわめてむずかしい、そのために本年度の予算といたしまして、その補助対象には出し得なかつた点でございしますが、少なくとも機械充てんならばほぼ正確にその量を把握できるであらうというところまで検討が進んでまいりましたので、明年度以降におきましては、十分この点は配慮して補助対象としたいという気持ちを持っておる次第でございします。

○田畑委員 私は政務次官に、大臣にかわつてという意味で特にお尋ねをし、決意のほどを明らかにしていただきたいと思います。いま局長から

も御答弁がございましたように、今後この新政策がうまくいかどうかということは、どうしても石炭金融が円滑にいかどうかにかかっておるのじゃないか、こういう見方をとっております。先ほど石炭局長の講話がございましたように、前回の一千億の肩がわりの場合は、財政資金については十二年、金利は六分五厘、市中資金は十年、金利は五分ということで処理されたわけであります。ところが今回のそれは財政資金、市中資金ともに償還期間は十五年、延びているわけです。そして利率は年三分、これを半年賦の均等償還、こういうことになってくるわけですが、利率三分ということになれば、銀行の資金コストを割る利息になるわけでありまして、しかもこれが十五年、こういうことになるわけです。さらに先ほど前段で質問しましたように、今回の肩がわり措置にあたっては、従業員の債務それから経過金融債務、これを優先に支払っていくということになっていきますと、長いところでは三年ないし四年、従業員債務あるいは優先債務の支払いのために銀行は据置き期間で返済を受けられない、こういうことになってくるわけでありまして、石炭局長の答弁によれば、幸い、銀行協会等においてはむしろ協力的で、何とか協力しよう、こういう気持ちに傾いてきたということ、その点は安心いたしますが、しかし、銀行が肩がわりをするにについては、個別の企業と契約をとらねばならぬ。その契約をとるにいて、一体、個別企業が銀行に話して、銀行がこれに応じるかどうか。これは強制措置をとることもできることでもございませんので、そこに私は多分に疑念を持ち、不安を持つわけでありまして、この点は、大臣、政務次官、大いにひとつ御努力願って、銀行協会の指導のもとに、個別の金融機関が協力を願わなければ、金融の面から、石炭の経営の立ち直りが、あるいは先行きが非常に不安であり、危険である、こういうことが予測されるわけで、この点について、この際大臣にかわって政務次官の見解をひとつ承っておきたいと思っております。

○藤尾政府委員 ただいま局長から申し上げましたとおり、今回の再建計画といえますものは、従来の肩がわりといわれる救済措置と異なりまして、性格が、将来の石炭産業といえますものの価値の拡大のために支払われる性格のものでございます。したがって、石炭産業がこれから先、先行きに悪いという予測を持ってやるべきものでございせんので、先行きを明るくするたにやるものでございせん。したがって、そういう措置をとられまして、先行きにはっきりした光明を見出すべき計画をお持ちになっておられます産業に対して、銀行が前向きな形で協力をします。これは銀行にとりましても決して無理なことではない。多少はある期間御犠牲を払っていただかなければならぬ面があるわけでありまうけれども、将来に對しては、さらに発展をした形で債務の回収が得る素地が固められるわけでありまうから、銀行の側が大局的な判断を立て、しかも日本の産業全体に對する一つの使命感というものにもお考えを及ぼしていただかれますならば、この石炭界に對する金融に際しまして、運転資金の面で十二分な御協力をいただきたいと思われまうと思つて、また、そのようにしていただかなければ、せっかくとりまいた措置といふものが、花が咲かない、実りを見ないというふうなことになるのは一大事でございます。したがって、私も、通産省というふうな狭い考え方ではなく、日本全体の産業に對する政府の使命をいたしまして、私は、政府の機能をあげて、大蔵大臣はもちろん、通産大臣はもちろん、総理大臣はじめ政府一体になつてこの金融界に御協力を願う、こういう姿勢をとるべきである、またそういうふうにとつていただきたい、とらせるといふようなことであると思つて、したがって、銀行協会側が政府の一つの考え方というものに御賛同願つて、一つの方針を持つて、積極的に前向きの形で御協力を申し上げたい、こういうふうに思つていただいておりますことは、私どもいたしましてきわめてありがたいことでございせん。日本の産業界全体にとりましても、金融界が占める使命というものから考えましても、非常に賢明な、しかも責任ある措置である、かように私は考えます。したがって、私も政府側だけでなく、積極的に金融界の御協力をちょうだいいたすべく緊密な連絡をさらに一段と高めてまいりたい、こういう所存でございせん。

○田畑委員 政務次官は昨年の内閣改造で就任されて、まだ日はそう長くないのですが、石炭問題について非常に熱心に取り組んでおられることに敬意を表しますが、どうぞひとつそういう気持ちで大臣を補佐されて、いま申し上げた点については格別の御努力をお願いしたい、こう思つております。それから、この再建整備法の改正の中で損失補償の特例というものが今回とられておるわけでありまう。要すれば、銀行から担保をはずしてもらつて、さらにその担保を提供して運転資金の調達に充てさせる、これは非常に賢明なことだと思いますが、問題は、一体、銀行が有価証券なりその他の不動産なり、大事な担保物件をはずすのに協力してくれるかどうか、これが第一点。それから、この特別措置は「昭和四十五年三月三十一日まで」と、こういう一年間の期間を限つておりますが、これはどういふことで一年の期限を限つたのか。さらに、こうして融資した金融については、昭和四十九年四月一日以降当該炭鉱が閉山する場合は特別に補償措置をはかることにしておる、こういうことになっておりますが、そこで、四十九年四月一日となつておると、五年後ということになるわけでありまう。だから、今回の再建計画というのは、十年の量を少なくとも持たねばならぬ、こういう想定で立てられた計画が、いまこの特別な措置を見れば五年というふうなことになるわけで、その間の矛盾はどのように説明すべきであるのか。昭和四十九年四月一日以降もしその山が閉山した場合に、これについては特別措置を講ずるということとは、一〇〇%の金融については保証するという意味

であらうと考えますが、その点はそのように理解してよろしいか。ことに、この特別措置を有効ならしめるためには、先ほどの問題より以上にこれは問題点があるやに私は読むのでありますが、この点について、局長としては、この特別措置が有効適切に活用できるような道をどのようにして講じられようとするのか、このことを明らかにしていただきたいと思います。

○中川（理）政府委員 担保はし金融の制度は、石炭企業がたいま資金融通を受ける上に非常な困難に達着しておるといふ実態から見まして、合理化事業団の無利子融資制度を中心にして今後の投資需要をまかなっていくという基本的な考え方を石炭産業審議会が決定いたしました際に、あわせて市中金融の円滑化をはかる方法といたしまして、相当長い時間をかけまして、議論に議論を重ねた結果、生み出してきた構想でございます。通産省もこの考え方に全面的に賛成をいたしまして、いろいろと詰めて、たゞいまの法律案にまとめた次第でございます。

そこで長期の設備資金を合理化事業団が主体になつてやうていくといたしまして、やはり企業としては、あらゆる資金需要を全部国の機関に依存するという姿勢はとももらいたくない。可能な限りは努力をしてももらいたい。しかしながら金融機関に、さらにその石炭企業に對してめんどろを見ようという気持ちがありましても、なかなか踏み切りがたい事態というものがあつた。したがって、具体的には提供する担保物件が底をしておるというところに障害があるということから、この制度が生まれてきたわけでございまして、再建交付金というものによつて、元利補給をやつていきます限りにおきましては、当然に元本償還が進む都合に従つて、その借り入れ金の担保になつておるものが逐次はずされていってよろしいはずであるという理屈は、一般的にはいえるわけでございますけれども、担保というものは一般的にいまして、企業全体に對する根抵的な觀念でとらえられていることが多いわけでございまして、

全借り入れ金額が完済されないと、なかなか部分的なはずしというものが行なわれない。

もう一つの心配は、はずしてしまつたあとで、当該会社が倒産するという事態になったときにどうなるかというものが、銀行側として担保はしに踏み切りがたい最大のポイントである。御承知のように、前回の再建整備法の考え方では、会社が解散いたしましたときには元利補給契約によりまして、将来にわたる償還を約束したものに過ぎません。その時点で抵当権を行使してもらつた上で、なお回復できないものの二分の一を国が損失補償いたします。こういう制度になつておつたわけでございますので、担保はしを行ないますと、どういたしまして二分の一、国からもう額というものと見合いにおきまして、銀行側のかぶりが大きくなる、こういうことでございまして、この損失補償について特例を設けて担保抜きをやつたものについて、その相当額を、二分の一原則に加えて補償してやるということにいたさない、金融機関側から見ても、担保はしに不利になる、こういう実態がございまして、今回の制度を考えたわけでございまして、しかしながら、この制度は、あくまでその企業が再建のために必要であるという金を調達する場合に、金融機関側の協力を求めて、そして万が一の解散時点における損失補償については、通常よりも国の支出の多くなる形で、この損失補償の約束をするということでございますから、石炭鉱業の再建のために必要な資金需要のために、国が場合によっては普通の状態よりも金を多く出さなければいけぬということを感じたわけでございまして、それ相応の制限はあつてしかるべきであるということから、少なくとも五年間は再建のためにということである限りにおいては、企業の存続が前提となるであろう。これをまた、ただいまの御指摘のように十年というようにいたしますと、ますます銀行側が不安に襲われる。この制度の円滑な実施が行なわれない、こういうことになりま

す。そこで先日もお答えいたしましたように、鉱

量要件としては十年ということは要求いたしておりますけれども、実際の再建整備計画そのものは五年間はがっちり見るということでございますので、政府が認めた五カ年間の計画というものを踏まえて金融機関が踏み切つてくれるということであらうか、こう思うわけでございまして、政府がアプ

ロープした五年間の計画というものを信用して、銀行が協力してくれるということが可能であれば、少なくとも五年間の存続ということ、ミ

ニマムの要件であるということ、五年以内に解散する事態には、この特別の損失補償は行なわれない。通常則に戻るといふ定めにしたわけでござい

ます。それからまた担保はししの制度というものは、なるべく早い時点で再建交付のための企業と金融機関の契約変更の際に、担保はしについての見きりをつけてもらうというのが望ましいのであります。そこで一年間猶予期間をつくりましたのは、さらばといつて必要でもない金を、この元利補給契約をするときに、もう借りなさいということをする必要もないわけでございますので、まあ一年間くらい置いておけば、その間に企業と金融機関の間で担保はしについての基本的な話、さらに具体的な話、どの物件をどうするかということもできるであらう、この所要時間を念頭に

おきまして、できれば元利補給契約を結ぶときに、もう担保はししの約束を取りつけないところ

でございまして、あえて一年間の猶予期間を置いて

たわけでござい

ます。なお、法律的には、その借り入れ金の残高が、五年後の時点になればならないということにして

おきまして、これで借り入れたものの等額がな

ければならないということ、これを必ずしもいって

おらないこと、ある期間にわたる借りかえも、前

の借り入れ金と同じように考えるという条項も起こ

す。そこで、これらのことが円滑に行ない得るかど

うか、どの程度適用できるかどうか、これに對し

て国がどのような指導を行なうのかということが

田畑先生の御質問だと思ひますが、これは金融機

関と石炭会社との間の話し合いによるべき事情で

としては、昭和二十八年に採掘権を取得して、昭和二十七年以来試鑛をして、探炭ボーリングをやつて、これこれ三十本を打つて、そうして今後の採掘区域として予定した地域が、たまたま県の工業団地造成の場所と競合してしまつた。すでにこの地域については、施業案の認可も得ておる、こういうことであります。しかし、その地域はまだ山林原野であつて、全然未開発の地域であるわけなんです。この地域のもし採掘が押えられるという事になつてきますと、常磐炭鉱は生命を絶たれてしまふ、こういう重要な鉱区でございますが、そこで、問題としては、今後、石油精製の特定設備を設ける、あるいはこれに関連して石油コンビナートを建設する。こういう地上の施設と地下採掘との調整をどうするか、こういう問題であるわけでありまふ。工業用地の造成については、たまたま通産省の企業局の立地公害部でこれは所管しておられるようでありまふが、この地域は、先ほど申し上げたように、新産都市であり、新産都市建設法に基づく指定地域になつておるわけでございます。したがつて、この問題は、企業局と鉱山石炭局との話し合いということにもなるわけでありまふが、その後この問題がどのように進んでおるのか、この点が一つであります。

ことに、実は先般、知事が参られて、関係者に十分話し合いをなさつたということ、その後の地元の新産で私は拝見いたしました。知事の談話によれば、富士興産は年内に石油精製工場を福島で建設する見通しになつた、こういうようなこと等も伝つておる。こういうものは新聞記者発表でなされておるまふし、また、企業局と石炭局との間で調整するということで早急に話がつくであらう、こういうようなこと等も談話で出ております。この問題については、結局、地上施設が優先する、こういうふうな形で処理されるであらうというふうな談話も出ておるわけでありまふが、ことに、真偽のほどは明らかでございませうが、この知事談話の中に、常磐炭鉱は、単にいま問題となつておる大朝工業団地の周辺だけでなく、既存の日本水素、呉羽化学、日本化成など大きな近代工場の下まで掘つていくんだという発表が出ておるんで、これは私は、石炭支局などへ行つて調べてみたが、そんなことは全然ない、事実には反すること、これはたいへん不安を助長する発言だと私は見るわけでありまふが、この問題については、通産省としても十分ひとつ実情に即して処理していただくことが大事だと思うのであります。企業局あるいは鉱山石炭局の間ではどういふような話し合いになつておるのか、あるいはこの新しい石油企業の誘致等についてどうなつておるのか。私は、もちろん石油精製工場が出てくることあるいはそれに伴つて石油コンビナートができることについては大いに歓迎するものであります。ただし、やはり公害、産業公害等が起きないような形の工業の誘致、発展を希望するわけでありまふが、この問題についてはその後どのように進捗しておるのか、この際鉱山石炭局長からお聞きすると同時に、企業局長なり公害立地部長がおいでになつておるならば、そのあたりの事情もひとつお聞かせいただければ幸いです。

○中川(理)政府委員 この問題は私も承知しております。先般福島県知事が私に面会を求めていらつしやいましたので、お会いして話をいたしておいたのでございますが、鉱業法上の問題は、大臣がお答えになりましたように、都道府県知事が鉱業の実施を制限する権限はないわけでございます。一般的に石炭の鉱区があるところに工場を設置する計画が出てきて、相互の権利関係が競合する場合の処理というものは、本来民事上の問題として当事者間の協議によつて自主的に解決される、その際補償なくしてはおそらく地上側で話がつけるはずがないというのが原則でございます。知事にお会いした感じでは、どうもこれ法律の問題について、県の事務当局が知事的確な説明をしておらぬのではないかと思はれる節がございまして、この辺のところはひとつよく御勉強

くださいということを申し上げておきました。なお、常磐炭鉱の計画その他について県側が聞かしてもらえないという御不満を漏らされておりましたけれども、これは何か実際上の問題として県側にも的確な判断ができるような材料というものを何らかの形でつくつてあげたほうが、誤解が少なくて済むのじゃないかと思つております。なお、石油精製工場につきましては、御承知のように石油業法によりまして特定設備の建設そのものが通産省の許可事項、認可事項に相なつております。しかもそれは石油審議会の答申がなければできない事柄でございますので、いまの段階で見通しがあるとかないとかいふ話は、私のほうとしてはきつめて迷惑な話でございます。審議会ですらどういふ結論が出るか、それらを待った上では考へております。

なお、先生もおっしゃいますように、全体の地域開発の意味合いで鉱業権との矛盾なく福島県の開発が進められるということは望ましいこととございまして、鉱業実施上の実情とそれらの開発計画がそれぞればらばらに進むということになりますと、後日トラブルを起すことになりまふので、私のほうも立地担当のほうとは十分連絡をとりまして、今後慎重に処理いたしたいと考へておる次第であります。

○工藤説明員 ただいま御指摘の点につきまして、私も鉱山石炭局長のほうと連絡をとりながら現在のところ県の部長と過去の経緯その他の事情を聴取するということにして、なおその間におきまして鉱山石炭局長とも十分調整をはかつてまいりたい、かように考へております。

○田畑委員 この問題については、ひとつ政務次官も私の質問あるいは局長の答弁をお聞きになつてよく御理解願つたものと考へますが、十分実情に即して——また私が特に要望したいことは、御承知のように常磐共同火力というのも産炭地域対策としてでき上つておるわけで、来年の秋に七号基が完成しますと投下資本三百五十億、そして

またこの石炭の消費量は二百五十万トン、そのうち二百万トンは常磐炭鉱、こういうことで、したがつて、常磐炭鉱の採掘の問題というのはいろいろな面に波及する重要な問題をかえておりますので、そういう実情を踏まえながら、しかしまた同時に新産都市として新しく発展していかなければならぬ地域でありますから、石油精製工場の設置の問題等については、いま局長答弁のとおり石油業法に基づく特定設備としての許可基準というものもありませんが、そういう条件等も十分勘案しながら両者が併存できる道を講ずるようによい大局に立つて処理されることを私は切に希望しておきたいと思つております。もしこの点について政務次官から御所見を承れば伺いたいと思ひます。

○藤尾政府委員 御指摘の点につきましては大臣をはじめといたしまして私も承知をいたしております。したがつて、この点につきましては、先ほど中川局長から申し上げましたとおり十二分に調査をいたしまして、そうしてかつ県側にもいろいろ御言ひ分もございまして、その調整をはかりながら御満足のいく解決に持つていくために全力を尽くしてみたい、かように考へております。

○田畑委員 通産省に対する質問はこれで終わります。

○平岡委員長 午後零時五十分委員会を再開することとし、暫次休憩いたします。

午後零時十九分休憩

午後一時一分開議

○平岡委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

本日は両案審査のため、参考人として意見をお述べいただくため、日本石炭協会会長大槻文平君、日本石炭鉱業連合会顧問植田勲君、北海道石

炭鉱業協会副会長町田穀光君、日本炭鉱労働組合中央執行委員長山本忠義君、全国石炭鉱業労働組合書記長早立栄司君及び全国炭鉱職員組合協議会議長佐藤栄一君が御出席になっております。

各参考人には御多用のところ御出席をいただきまして誠にありがとうございます。参考人各位には両案につきましてそれぞれのお立場から忌憚のない御意見を述べたいと存じます。

それではまず大槻参考人をお願いいたします。

○大槻参考人 私は日本石炭協会の会長をいたしております大槻文平でございます。

石炭問題につきましては、かねてから本委員会の先生方に格別の御配慮をいただいておりますが、本日はまた新石炭対策について業界の所信を申し上げる機会をいただきまして心から感謝申し上げます。

初めに私はこの席を借りまして、茂尻炭鉱の変災に際しましておわびと御礼を簡単に申し上げます。

御承知のように、去る四月の二日に私も全員炭鉱でありました雄別炭鉱会社茂尻炭鉱におきまして不幸変災を引き起こしました。大ぜいのとうとう人命を損傷し、かつ多大の迷惑を社会各方面に及ぼしましたことにつきましては衷心からおわび申し上げる次第でございます。その節は本委員会におきましてはさきそく調査団を御派遣いただきたく等いろいろと御配慮いただきまして、まことにありがたく感謝申し上げます。その後通産大臣からもきびしい御戒告をちょうだいいたしました。私も協会といたしましては評議員会を開きまして、今後災害の撲滅に全力を尽くすことを申し合わせた次第でございます。

さて、石炭対策新政策に対する私の所信でございますが、昨日の朝私も評議員会を開きまして、一致の意見としていただきます。その所信を申し述べたいと存じます。

新石炭政策につきましては、昨年末の石炭鉱業

審議会の答申、本年初頭の閣議決定を経て、さきに四十四年度予算が成立し、いまや国会においてその実施を定める法律案が審議中でございます。石炭業界といたしましては、今日に至るまでの政府、国会、石炭鉱業審議会、その他関係各方面の石炭産業再建に関する長期間にわたる一方ならぬ御努力と御支援に衷心感謝と敬意を表しております。

現行の抜本対策実施後、日ならずして新対策をお願いせざるを得ないような事態に立ち至ったことにつきましては、客観情勢のいろいろの変化はあるにせよ、経営責任者として見通しの甘さ等至らぬこともございまして、その点深く責任を痛感いたしております。

今回、政府、国会の御腐心によりまして多額の国費を投入して、破格の対策が確立されようとしておりますときにあたりまして、ここにわれわれの決意のほどを明らかにしたいと存じます。

新対策が実施に移されました昨には、われわれは企業に負うべき経営責任を十分に自覚し、石炭鉱業再建の前途に横たわる諸困難を運身の努力を払って克服し、国の援助にたえたいと存じます。

これがため各企業としては、労使関係の改善の上に立つて労使一体となり、一その経営刷新につとめることはもちろん、業界全体として共同共助の体制のもとにできる限りの合理化メロットの追求につとめたいと存じております。

以上、国民の期待にこたえるべくわれわれの新たな決意を表明した次第でございますが、今後とも一その御指導、御叱正を切にお願い申し上げます。

○平岡委員長 次に、植田参考人。

○植田参考人 私は日本石炭鉱業連合会の顧問をしております植田勲でございます。石炭鉱業の非常な困難な事態に對しまして、その再建安定対策につきまして、再三にわたり御高配を賜わり、深く感謝申し上げます。

す。国会の諸先生方をはじめ関係各方面の御支援のもと、われわれが辛苦経営に当たったにもかかわらず、また新たな政策を必要とする事態に立ち至りましたことは、経営者としてまことに申しわけなく思っております。

昨年の十二月二十五日の石炭鉱業審議会の答申につきましては、われわれ中小炭鉱としましては多々不満の点もございましたが、諸先生方の格段の御尽力によりまして、安定補給金について特に中小炭鉱に配慮が加えられたことにつきましては、心から御礼を申し上げます。

新政策の実施にあたり業界といたしましては、石炭鉱業が多なる国の助成を受ける立場にあることを深く認識し、自戒し、その経営姿勢をさらに厳正にし、再建安定の責任完遂に最大の努力を傾注する決意でございます。今後とも一その御支援をお願いする次第でございます。

現在、当委員会において御審議いただいております石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正法案、石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部改正法案につきましては、これが今次新石炭政策の中核をなすものであり、さしあたり石炭鉱業の安定をはかるためにぜひ必要なものでありますので、何とぞ早急御審議の上、一日もすみやかにその成立実施により新石炭政策を軌道に乗せていただきたく、この機会にお願い申し上げます。

なお、政策実施にあたりましては、この上とも大手、中小の公平を期していただくとともに、資金対策、労務者確保、これに関連した閉山炭鉱の労務者に対する措置等にも万全を期し、労使一体となつて石炭鉱業の再建安定に邁進できまうよう、引き続き御高配、御支援を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

○平岡委員長 次に町田参考人。

○町田参考人 私は北海道石炭鉱業協会の町田でございます。本日当委員会にお招きをいただきまして、意見を述べさせていただく機会を与えてくださいますことを光榮に存じます。委員の方々はじめ関係の皆さまには長い間におたつて石炭の現在並びに将来に対する政策を推し進めていただいておりますことを厚く御礼申し上げます。また先般は私も中小炭鉱のために安定補給金の積み上げをお願いいたしましたことをあわせて厚く御礼申し上げます。さて、新石炭政策につきまして今後五年間に四千二百億にも達する国費を石炭に投入してくださるといふ手厚い保護政策に對しまして、われわれといたしましては石炭鉱業に課せられている重大な使命を十分に自覚いたしまして、政策の効果を十分に発揮するようつとめねばならぬと決心しております。すなわち、企業内にありましては労使協力して生産と保安にお懸念の努力をし、安全で明るい職場をつくらねばならぬと思っております。また企業相互間、企業相互間の提携を一そう密に、鉱区調整の問題、流通共同の問題、さらにまた進んで個別企業の利害を越えて企業統合の問題等も考究していかなければならぬと思っております。これらの点につきまして、先生方にも今後なお一その御協力をお願い申し上げます。最後に、中小炭鉱として、何ぶん中小炭鉱は弱体でありますので、次の二つの点をこの機会にお願い申し上げます。第一は、今後施行される新政策の効果をなるべく公平に受けられるようにしていただきたい点であります。これは前々からお願ひしていることでありまして、政策の効果と申しますか、トン当たりの助成金が結果的に大手と中小と相当開きが出てくることと思ひます。これに對して先ほど申し上げましたように、安定補給金を積み上げていただいたことによりまして一部満たされましたが、なお相当開きが出るものと思ひますので、本年度はむずかしいと思ひますが、来年度以降なお御考

慮いたしたいと思います。

第二番目に、電力用炭の大手、中小の値差解消の問題であります。これも前々からお願い申し上げておりますが、取引上、中小は弱いものですから、同一品位の石炭を大手に比し安く納めざるを得なくなっています。私たち自身も当然努力すべきことではございますが、なかなか解決しませんので、先生方の御助力もお願い申し上げます次第であります。

以上はなほ簡単ですが、経営者としての決意を申し上げ、あわせてお願いを申し上げます。

○平岡委員長 次に山本参考人。

○山本参考人 炭労中央本部の山本でございます。

久しい間にわたって諸先生方をはじめ政府並びに関係諸機関の皆さん方にたいへんお世話になりましたことについて、心から感謝を申し上げます。この政策を踏まえてそれぞれの職場の中で十分に組合員とも話し合いをしながら、石炭産業を一番愛しておるの私どもでもございまして、そういうことを身をもって立証したい、かように考えておる次第でございますが、まだ週日茂尻で大災害がございまして、これに基づく炭鉱の労働者の気持ちの不安動揺というのは、必ずしもこの新政策が発足をしたことによって一切が払拭されるというようない状態になっていないと思っております。特にこの当該被災を起しました茂尻炭鉱につきましても、たまたまこの被災を契機に閉山になるのではないだろうか、こういうような不安を自治体の人々もあらんこと、職場の第一線で働いている者も、いぶん強く持っている次第でございますので、またこれらの動揺が同じ雄別企業でございまして雄別炭鉱や尺別炭鉱の労働者の仲間にも、茂尻がおかしくなれば雄別全体がおかしくなりはせぬか、明治みたくまたぶつつぶれやせぬか、こういうような気持なんかも非常にございまして、たまたま先生方の御好意によって政府の関係機関の皆さん方の御好意にも基づいて、いまいろいろこれら

の諸問題について私ども現場で働いている者たちの考え方なり、こうしていただきたいという希望について鋭意陳情申し上げている次第でございますが、今後ともひとつ先生方をはじめ政府関係機関の皆さん方には特段の御努力をお願いいたします。一日も早くこれら雄別炭鉱の労働者もあらんこと、全炭鉱の労働者がやっぱりあいうふうになったのかというように、少しでも私どもの気持ちと現場で働いている者たちの気持ち、この新政策の決定を機にしてほんとうの意味で石炭産業の再建に軌道に乗れるように、特段の御努力をお願いしたいと思っております。

また毎回陳情申し上げますので、また、おまえこういうことを言うのかということでおしかりをいただくかもしれませんけれども、何といましても今度の政策の中で、御好意によりましてやむを得ずして閉山をされた炭鉱の労働者が、ある程度の退職金その他について国の厚い保障を受けて第二の人生に出發できる、こういうことについては心から感謝を申し上げます。が、なお残っております炭鉱の労働者の賃金や労働条件については、まだまだ再三申し上げておりますように改善の余地が多々あらうと思っております。

特にいま賃金闘争のさ中でございまして、俗にいう春闘相場等から比べますと、重労働者としての炭鉱労働者の賃金は、その世間相場の半分ぐらいてございまして、したがって、これらについてどういたえられるのかということも、現場において命を的に働いておられます組合員のこれからの流出等を防いで、ほんとうの意味で切り羽のすみずみから石炭産業再建のための意欲を燃やしていく、こういうことにもなろうかと思っております。もちろんこれは労使で協議をして決定することではございますが、皆さんの御好意に甘えて、なお一その御指導なり御鞭撻なりをいただければほんとうの意味でしあわせだ、かように考えている次第でございます。

冒頭申し上げましたように、私ども体制委員会等もございまして、そういう中で将来にわたる石炭産業の再建のあり方というのはどうということなのかというような場も与えていただきましたから、そういう中でより御意見等も申し上げて、よりまた御指導や御鞭撻をいただきながら、現場におる労働者とともに手を携えて御好意に報いる決意でございますことを表明申し上げます。長い間にわたっての先生方をはじめ関係当局各位の御好意について再度お礼を申し上げます決意にかえり次第でございます。いろいろありがとうございます。

○平岡委員長 早立参考人。

○早立参考人 私、全国石炭鉱業労働組合の書記長をして早立でございます。

たいへんきびしい事態にある石炭産業の立て直しのために諸先生方には格段の努力を賜わりました。また本日は、私どもに所信の一端を申し上げる機会を与えていただきましたことを厚く感謝申し上げます。

私は、ちょうど昨年のいまごろでしたか、同じこの石炭対策特別委員会に呼ばれて、私ども全炭鉱として考えておる石炭産業再建構想について要点を申し上げたのでありますが、そういう考えのもとに、自來答申の作成段階あるいはその後政府の政策決定段階にいろいろ各方面にお願いをしてまいりました。しかしながら今日、昨年末の答申とそれを受けて打ち出されました石炭新政策につきましても、私どもの訴えてまいりました考え方が必ずしも十分生かされておるとはいえないわけでありまして、そういう意味におきましてはなほは残念に感じております。同時にまた、そういう意味を含めまして、今回の新政策を私どもとしては、いうところの最終対策、決定版というように見なすわけにはまいらないのであります。しかしながら、そうではありましても、破局的な状態にある今日の炭鉱の危機を打開して、今後再建に取り組んでいくための大きなささえになるというようにこの意義を受けとめております。したがって、決定版でないから長期的には問題がある、だめだめだというようなことではなく

で、まずこの政策をてこととして労使で真剣にひとつ再建に取り組んでいこう、そしてまた企業内において、あるいは石炭産業、企業のワケを越えた全体的な立場からのこの再建努力によって対策効果というものをより拡大していこう、同時にまた、そういう努力の実績の上に立つて次の機会にまた政策のアップデートなり、あるいは政策の前進というものをお願いしていこうではないか、こういう決意に立ちまして、現在関係支部組合それぞれこの決意と姿勢のもとに再建への取り組みにかかっておる状況でございます。したがって、今後ともいま申し上げたような決意のもとにわれわれ取り組んでまいり所存でございますが、同時にその上に立まして、そのような立場から、時間もございませんで、二点だけ私どもが非常に痛切に感じておる点を要約してお願いを申し上げます。

それは、一つは出炭規模等の問題になります。が、かつてわれわれは五千万トン体制を唱えてまいりました。しかし今日私どもの傘下においても、すでに中小炭鉱において六つほど閉山をいたしました。昨日は御承知のごとく大手の一つである私ども関係の麻生産業において閉山が正式に出されました。いずれこれらの問題等の解決をいたしてまいりますが、こういう状況でありますから、いまさら五千万トン云々とは決して申し上げませんが、ただ続々と閉山することによって、他のせつかくやれる炭鉱の労働者の心理面にいろいろと不安、動揺を与えることになってまいりますので、そういう面の考慮に対するところの配慮をも含めまして、大体閉山はこの辺でとどまり、これから先残れるところ、これから先、残っております炭鉱については十分やっていると出てきては、い、われわれみずからもそういうような立場でそれそれの企業で取り組んでまいりますが、政策面の姿勢としてもそういうものが出てまいりますことを期待いたすわけでありまして、同時に第二の問題としては、いかにわれわれが

真剣に再建に取り組んでいこうと思ひましても、また諸先生方の努力によってかなりの今回の対策が打ち出されましても、問題は炭鉱において再建をなしていくところの必要な労働力の確保と、同時にまた、その労働力がほんとうに再建への意欲をもって取り組んでいくという体制にならなければ再建はできないわけでありまから、そういう意味におきまして労働力確保、労働者の再建意欲を結集するという意味でのささえとしての対策をどうしても必要としてくるのであります。

先ほど山本参考人からも述べられたところでありまから、重複は避けたいと思ひますが、特にそういう面から考えますと、炭鉱労働者の賃金の状況ということが問題になってまいります。日経連発表の数字をとらえてみましても、昭和三十五年から今日まで九年間に全産業平均で年率一・一％賃金が上がっておりますが、それに対して炭鉱の場合には同じ九年度間の平均で六・六％約半分程度の賃上げ措置であったということになってくるわけでありまして、このままではいけませんと、今後とも他産業と炭鉱との賃金引き上げの措置というものがますます開いてくる、格差がついてくるという状況にあるわけでありまから、そういう状況では、いかにわれわれが再建に取り組もうとしても、必要な労働力を確保し、または労働者のほんとうの再建意欲をささえるということにはなっていないと思ひますので、たまたまいま賃金につきましまして交渉中でございますが、ひとつこういう面についてお考えをお願いしたいと思います。

言うまでもなく、賃金は労使間で自主的に話し合つてきめるべきものであるといわれればそれまでのことであります。しかし実態的には、われわれは今日の炭鉱の賃金はやはり政策賃金という姿になっておると考えております。したがって、いまし、労使間において十分検討し、話し合いをし、適切な賃金措置を行なつてまいりたいと思ひますけれども、それを可能とするような政策のアップデートを、この際諸先生方にそういう面について

ての格段の御努力のほどをお願い申し上げたいと存じます。

あとは、先ほど経営者代表三参考人から、それぞれ労使関係を改善し、保安の完ぺきを期してがんばつてやうていくという強い決意が述べられましたので、この炭鉱経営者陣営の決意が文字通りにそのまゝ実践されますことを期待しまして、そういう期待の上に労使の関係といふものもより以上改善をし、ほんとうに労使一体となれるような体制をつくりつつ再建に努力してまいりたいと思ひております。同時にまた、われわれのそういう努力の実績の上に立つて、近き将来さらにまたこれに対するところの対策面について先生方をお願いを申し上げますので、よろしく願ひしたいと思います。

以上、きわめて簡単にございしましたが、われわれの決意でございますが、所信の一端を申し述べさせていただきます。

○平岡委員長 次に佐藤参考人。

○佐藤参考人 全国炭鉱職員労働組合協議会の議長をやっております佐藤でございます。

○佐藤参考人 全国炭鉱職員の再建のため、危険に瀕しております石炭炭鉱の再建のために、諸先生方はじめ各関係官庁の皆さま方が非常に御努力を払つて今日に至りましたことにつきまして、組合員を代表いたしまして心から御礼申し上げます。

私たち、この新石炭政策を基盤といたしまして、経営者と協力をし、鉱員組合員と手を握つて何とか苦しいこの事態を乗り切るように懸命の努力をいたしたいと思ひます。ただ、いままでも各参考人も述べましたが、今後多くの問題が私たちの前途に横たわつておるの事実でございます。そのうち特に石炭産業の再建のために絶対欠くべからざるものは、何といつても労働者の確保がはたしてできるかどうかという問題であらうと思ひます。この点につきましましては他産業に見られない手厚い保護を受けたとは申しまして、やはり賃金その他はついでに比較から、あるいは労働力の確保が困難ではないかというのが現状であらうと存じます。また資金面につきましても、はたして間に合うかどうか、こういう心配もございします。過日の先生方の御努力によりまして、明治あるいは岸島の退職せざるを得ない人たちの退職金の確保といふことについては非常に感謝申し上げますが、職員としての特質と申しますか、都市関係の職員に対する配慮、こういうことについて今後再度検討していただかなければならぬ問題もいろいろあるかと思ひます。

私も同じ問題はございしますが、この政策を基盤として、大規模参考人も申し述べたように、職員の職としての立場からできるだけ再建のためにメリットの追求を行なう。あるいはわが身に降りかかってくるであろうと思ひますが、機構の簡素化、合理化、非生産部門の合理化の徹底をはかる、あるいは保安の確保については、技術職員自身自身の責任である、こういう自覚を立てて災害のない安定職場の確立に懸命の努力を払つていきたいと思ひます。

先ほど申し述べましたように、いろいろ多くの問題が残されておりますので、今後とも諸先生の御指導、御鞭撻を心からお願ひ申し上げまして、簡単でございますが所信表明にかえさせていただきます。どうもありがとうございます。

○平岡委員長 これにて参考人の御意見の陳述は終わりました。

○平岡委員長 これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますのでこれを許します。岡田利春君。

○岡田(利)委員 私は実は今回の政府の石炭新政策に反対の立場にあるものです。それはもちろん非常にきつめな政策ではありますけれども、はたしてこれでわが国の石炭産業といふものが、長期的な視点に立つ場合に産業として安定するかどうか、こういう点について数多くの疑問を持っております。しかしながら、今日の石炭

の置かれておる実態を直視いたしますと、現実的に問題の処理をしなければならぬと考えざるを得ないわけではあります。私もはたしてそういう立場に立つて過般来本委員会を通じて政府の所信をただしてまいりました。この中で明らかになってまいりましたので、一応政策については基本的には反対でありまから、この現実の中で政策はやはり運用されなければならぬという認識に立つておるわけではあります。

そこでわが国の石炭の歴史的な任務を一体どう果たさせるのか、このことをめぐつてやはいろいろな角度から議論があるのだと思ひます。私は、今日のエネルギーの構造的变化の中で石炭というものはある一定の期間どう歴史的な任務を果たすのか、そしてそれがまた国民経済にとつてどのような角度から寄与するのか、こういう視点に立つてものごとを見詰めてまいらなければならぬと思ひます。

そういう立場でそれぞれの参考人につづつ御質問申し上げますけれども、まず石炭協会長の大概さんにお伺ひします。

石炭協会としての決意が述べられたわけですが、この新政策がすべり出した場合には、協会としてその決意のもとにこの新政策をどのように受けとめ、業界は業界として自主的な立場で一体どう対応していくのか。それは検討する期間も必要でしようし、そしてその中で慎重に対応策を打ち出してまいらなければならぬと思ひます。そういう点についてどのようなお考えをお持ちなのか。

さらにまた、将来の展望を見通してまいります場合に、企業の実態がそれぞれ違ひますから、思わぬところで企業が閉山を余儀なくされ、その結果なだれ閉山という現象が起きかねない状況もあると思ひます。ニューザーとの関係を考慮いたしますと、この面についてはやはり業界としてもお互いに協力し合ひながらこれらの現象をできるだけ回避する、こういう努力というものが必要ではないか。そういう点が考えられるわけではあります。

また消費者の動向から判断いたしますと、結局サルファの多い炭もあるし少ない炭もある。あるいはまた産炭構造が偏在をいたしておるわけですから、そういう意味では中小炭鉱の面も含めてこれらの需要にどう弾力的に対応していくか。こういう点がやはり検討されていかなければならない問題であろうかと思ひますので、この点についてのお考え方を聞かしていただきたいと思ひます。

植田参考人 町田参考人に次にお伺いします。炭鉱は炭価の大手との格差が存在をいたします。歴史的に安定供給のそういう流れの中で、この炭価というものが歴史的に生まれてきておることは御承知のとおりであります。

そこでこの炭価の是正という問題もわれわれもしばしば取り上げてまいりましたけれども、いますぐこれが政策指導で解決されるという状態にはないと思ひます。しかしこの炭価の是正に対しては、やはり炭価側としても十分この炭価の問題を解消していくだけの組織体制といひますか、共同的な受けとめ方といひますか、こういうものが積極的な必要ではないかと思ひます。いわゆる個々の分散された炭鉱、町田さんのように百万ト人も出す中小炭鉱があれば、あるいはまた年間一万吨くらいは出す炭鉱もあるわけなんです。非常に出炭規模から見ますと千差万別であります。しかし一定の線を引いてやはりそういう供給体制についてむしろ積極的にくふうする、こういう努力と相まってやはり炭価の問題も迫力を持って解消に向かつていくのではないのか、こういう気がするわけですか。こういう点について植田、町田参考人はどうお考えになっておるのか。それと同時に、第二点の問題は、中小炭鉱の場合でも大手系列と独自の資本による中小炭鉱が存在をしておるわけですか。そういう関係で中小炭鉱の把握というものが組織的にいけば系列会社は協会の第二種会員になっておられますし、それ以外の中小炭鉱があなたの方の組織の中に入っていると思ひます。しかもやはり中小炭鉱の場合には個々に

小さい問題でありますけれども、鉱区の調整等の問題もあるでしょうし、いろいろあるかと思ひます。そしてまた日本石炭鉱業連合会があり、北海道は北海道の石炭鉱業会がある。もはや政策下における中小炭鉱のいわば組織体制としてはこの点については発展的に団結をするといひますか、そういう点について力を合わせるという、こういう受けとめ方が必要ではないかと私は考へるわけですか。この組織の二つに分かれておる歴史的な事情は私も承知をいたしておりますが、この機会にその点についてのお考え方を聞かしていただきたいと思ひます。

山本、早立参考人にお伺いしますけれども、私は今日のこの政策がすべり出せば、政策下における炭価の置かれておる状態から考へまして、いわば好むと好まざるにかかわらず経営と労働が大きく離れて問題を解決することは不可能であると思ひます。そういういたしますと労働の間でこの政策に基づいていゆる新しい体制といひますものが必要であるし、組合側としても要求もあるのではなからうかと私は思ひます。いま御意見も述べられましたけれども、いわばそういう意味で保安の問題等も重大な問題になっておりますから、これは保安委員会をより民主的に効率的に活用するという方向で解決できますけれども、事経営に關してはむしろ労使の間で具体的な問題をすなおに取り上げてこれを労使で検討を加えていく、こういうような提案が積極的にあつてよろしいのではなからうか。もう一步進めていけば、いわば政策下における石炭産業でありますから、これは労働者が相当経営のいゝるな面に参画してけつこうな話ではないのか、こういうような点についてどういふ御意見を持っておられるか、お聞きたいと思ひます。

佐藤参考人には、いまも述べられておりますように、これが合理化メロッドをどう出していくか、こうなつてまいりますと、管理部門の大幅な縮小ということが当然あげられてまいるわけですか。この場合に職員が一番その合理化の犠牲に

なつてくることは、今日の炭鉱の組織形態、人員配置等を分析すれば容易に理解できるわけですか。しかしこれが急激に行なわれますと、いろいろ混乱を引き起こすわけでありまして、むしろそういう石炭企業のある方、組織体制の整備ということが出てまいるわけですから、そういうものをむしろ積極的に受けとめて、どうしても管理部門の縮小に伴つて企業を離れていく職員については職業のあつせんとか、あるいはまたいろいろな方法でこれを前もって受けとめて進めていくということではなからうか、非常に大きな混乱が出てくるのではないかと、こう思ひます。そういう意味では一番これからの管理部門の縮小で大きな犠牲を要求されてまいるわけですから、むしろそういう点についてそういう話し合いをする。そういう中で問題点があればまた私どもにもお聞かせ願つてこれをなだらかに解決をしていく、こういう方向で進めていかなければならないのではないかと、いうような気が私はするわけですか。そういう点について具体的な考え方があればお聞かせ願ひたいと思ひます。

それと同時に、これは答弁は必要はありませんけれども、保安の問題がしばしば当委員会でも問題になっております。私は保安の問題はやはり何といつてもいまの保安法上の中では自主保安確立の体制といふものについて労使ともにきびしく見詰めなければならぬと思ひます。そういう意味ではやはり何といつてもこれは保安委員会というものを重視しなければならぬと、保安監督官が現地に派遣されて調査が終わつた場合にはいろいろ意見を述べるわけですから、少なくともこの場合には保安統括者、管理者あるいは労働組合の保安委員等が出て積極的にこの意見を交換する、こういう方向は一応政府の方向として出しておるものでありますから、そういう方向でひとつこの保安委員会のより充実した、実情に即した建設的な運用をこの機会に労使の皆さんに御期待申し上げまして、それぞれの参考人に対する御質問といたしたいと思ひます。

○平岡委員長 ちょっと皆さんにお願いいたします。先ほど申し上げましたけれども、二時から本会議がございまして。なお質問者を一人残しておりますから、きわめて簡潔にお答えをいただきたいと思ひます。

○大槻参考人 新対策の実施にあたりまして一番大事なことは、やはり経営者の姿勢であらうかと思ひます。それにつきましては先ほども申し述べたのでございまして、現在までのこの石炭業界を見ますというところ、いわゆる深刻な斜陽ムードということ、ややもすれば敗戦的な気分が流れてございまして、今日の新対策によりましてある程度足踏のものは整理をされるというようなことはやむを得ないことで、残りしたものはこの際一致協力して、大いに従業員の方士気を鼓舞するやうな姿勢をとりながらやっていかなければならぬということが一番大事なことではないかというふうに私は考へております。また今後の審議会に設けられます体制部会等と呼びたいしまして、協会の中に企画委員会といふものを設けておりますので、これによりまして体制問題をはじめ流通機構の合理化の問題あるいは鉱区調整の問題等も真剣に推し進めていきたいものであるというふうに考へておる次第であります。

○町田参考人 時間の関係もありますので、植田さんと一緒に問題でございまして私からお答えいたします。

第一に炭価の格差の問題でございまして。これは御承知のように電力用炭の格差でございまして、これにつきましては需要者である電力側に現在お願い申し上げておりますし、これはまた例の電力用炭販売会社法によつて設立された電力用炭販売会社の関係もございまして、それをも踏まえまして流通の合理化の一環として大手さんにも相談して共同納入の方法をとっていききたい、こういうふうに考へております。

それから中小がいろいろ分かれておる、大手系列と準中小に分かれておる問題は、私たちといたしまして極力準中小のほうを勧誘するとともに、

その親会社である大手さんのほうにも始終呼びかけて何とか一緒に努力しております。それからまた連合会と北海道協会の問題は、これも歴史的関係がありますが、いま統合の方向に検討しております。

以上でございます。

○山本参考人 私どものほうは、真の意味での石炭産業の再建というのは体制問題についてしっかりした構想を出さなければ国民の負託にこたえられぬのではないだろうか、こういうたてまえをとっておりますので、たまたま今度の政策の中で設けられました再編委員会でございますが、こういう中でそれぞれのあり方についてはもっと構想を煮詰め、十分に組合員の方とも話し合いをしなから意見を反映してまいりたい。望むらくはこの再編委員会の中で、やはり俗にいわれます植村構想あるいはまた国有化、公社、こういったような形を対峙しながら将来の体制をきめていかなければ、ただ私企業に対する手厚い保護というだけではほんとうの意味の再編がでなかつたろう、こう思いますので、この根本を正した上で適用する、責任の持てる労働者自身の考え方を打ち出してまいりたい、かように思っております。

○早立参考人 これからの労使の体制については生先御指摘のとおり、きわめて大切な問題だと思っております。具体的には私どもは前から提唱してまいってきておりますが、労使の相互信頼の上に立った共同決定体制を確立をし、実践をしていかなければならないと思っております。そのための具体的な場として石炭産業会議または石炭産業一本とした全国労使協議会の設置が必要であるというように考えましていろいろ話を進めてまいりました。が、率直に申し上げまして経営者側のこの面に対する消極的な態度からいまだこれが実現する運びになっておりません。個々の企業の中では、部分的に見ればわれわれが考えるような労使の体制になつておるところもありますが、全産業的に見た場合にまだその域に達しておらない。これを何とか実現をし、そういう場を通じて、冒頭申し上げた

相互信頼を基盤とした労使の共同決定体制を確立していかなければならない、こう考えております。

○佐藤参考人 前もって合理化で出てくる余剰人員に対する就職あっせんの方策が必要ではないかということ、御指摘のとおりでございます。私ども、今度の政策の中でいろいろ考えてみたわけでございますが、現在ある離職者対策ということでは、職員の問題については深く触れることができないというふうに考えまして、職員独自の離職者対策を行なう、仮称でございますが、人材センターの確立が必要である、こういう提案をいたしましたけれども、なかなか労働者関係で困難性があるという意見もございましたが、おそらく、企業として、今後余剰職員を再就職させるということは、従来はできましたが、今後は困難であるというふうな判断をしますので、企業のワケを越えて石炭協会等においてそういうあっせんの仕事をするという余剰人員が出てくるかということをチェックの上、人材銀行等も活用するということを含めて対処したいと思っておりますが、今後ともひとつ先生の御指導を心からお願ひしたいと思います。

○岡田(利)委員 終わります。

○岡田委員 田畑金光君。

○田畑委員 質問する予定でありましたが、もう本会議の時間もすぐですし、石炭法案が本会議に上程される時間でございますし、いまの質疑応答の中で私の質問したい点も含まれておりますので、やめることにいたします。

○平岡委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用中にもかかわらず、長時間にわたり貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

本会議散会後直ちに委員会を再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時五十二分休憩

午後二時十九分開議

○平岡委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

石炭産業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案及び石炭産業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案の両案を議題とし、質疑を続行いたします。渡辺惣蔵君。

○渡辺(惣)委員 両法案の審議にあたりまして、特に通産大臣にお尋ねをしたいのですが、通産大臣から今度の両法に対する総合的な一つの姿勢が表明されておるわけですが、特にただいま参考人等の発言の中にも強くあらわれておりますように、石炭産業の再建の方向の基本的な体制整備にあるということとは大臣が特に認めておられることだと信じます。しかし、大臣から表明されております体制問題に対する方策と申しますか、展望につきましては、従来大臣が主張しておられた石炭産業審議会の中に体制部会を設置するという方法手段を改めて体制委員会をつくる、その下に再編成小委員会と鉱区調整等の小委員会の二つを設置する、そしてこの体制委員会の下の所属の小委員会は、全面的な基本構想がでる上るまでの間、鉱区の調整、施設の効果的な利用など、生産、流通面における部分的な具体策を検討させる、こういうことになつておるわけですね。そしてこの構想の取りまとまる時期が明年八月を目途とする、こういう方針をとられておるわけですね。ところで問題、来々八月ということになりますと相当長期であつて、その前に次々と、体制上の問題にからまうて閉山をせざるを得ない山がたくさん出てくると思つております。これが直ちに解決されておれば救済され得る、経済炭量として前向きな姿勢でいける山も、この体制問題の立ちおくれと欠除のために、いやおうなしに崩壊に追い込まれていくという状況があるわけですね。たとえば具体的にいいますと、今度の企業ぐるみの閉山ということでは無

理押しに閉山に追い込まれるような事態になつております明治の昭和炭鉱の場合にいたしましては、隣の太刀別炭鉱の鉱区を利用して、その外側には三井の膨大な鉱区が存在しておることは認めておるところです。先般の磯部北大教授の参考人としての意見でも、また札幌通産局から上がつてきておる調査報告書によつても、具体的にこの鉱区を開発するならば、二百万トン以上の経済炭量がある。しかも三百七十名の人員で年間二万トン発掘しても向こう十年以上を存続することができ、こういうことを調査報告書は調査の結果明らかにし、その事実関係も、石炭局の当局幹部の諸君も事実についてはその報告については認めておるところです。しかしこれは明治昭和の場合だけではないのです。本府の場合においても、三菱との鉱区の調整が——今日までのうちに体制問題が進んでおつたならば、閉山をせぬでも、三菱の鉱区とあれすることによつて将来展望が十分あり得るということが判定されておるのに、その鉱区の調整がおくられておるために、むざむざに企業ぐるみの名においてこれがつづさる。つづさるのついで、つぶされていくわけですね。貴重な資源がいつに鉱区として廃鉱になるといふ事態が出てきておるわけですね。同じようにこのことは、明治の問題をこころで処理したとしても、いままですに起こつております特別炭鉱の場合におきまして、これは同様のことが出てきておるわけですね。来々八月を待たずに、今月じゅうに起こつてきておる問題です。企業ぐるみ閉山をこのいまの再建整備を承認したとたん——明治でなく、次は特別炭鉱です。現に特別の場合でも茂尻炭鉱の場合は千五百人とかく労働者が働いておる相当規模の山でありながら、北炭の赤間炭鉱とこの鉱区の調整がでないと、事実、どれだけ通産当局は鉱区調整に努力したか、私は事実をこまかな点まで知りません。しかし、札幌通産局としてはかなり努力した形跡があるにもかかわらず、現実にはこの鉱区の調整が行き悩んでおるところに今度の大災害が出てきて、二重の苦しみが起こつてきておる。そして問題が、いま分離

か閉山かという岐路に立たされておることは御存じのとおりです。同じことは、これは雄別の他の山におきましても、北陽区域の場合におきましても、住友の鉱区の譲渡の問題が出てまいりますし、どこでも、いま山が存在するかしないか、継続されるかどうかということの基本問題は、この鉱区調整のいかんにかかっておる。しかし私は、これはかんぐって、せっかく骨を折っておりますのに、意地悪ばあさんみたいなことを言うわけではないのですけれども、なるべく鉱区調整の時期を先に引き延ばすことによって、自然に崩壊が進んでいくことを期待し、待つておるのではないかと、どうもそういうような崩壊の過程を促進することが、政府の手をわずらわさないで、そして鉱区をやでもおうでも手詰まりのために自然崩壊をしていくのを待つておるのではないかと疑念を持ちたくなるわけです。問題は、一体来年の八月を目途にして、そして体制委員会を発足させてこの問題の検討をする、検討をするという時期につぶれてしまふという事態が出てくるのですが、明年八月を目途とする体制委員会の結論が、八月にはたして出るかどうか、一体佐藤内閣は存在しておいて、あなたが通産大臣としてここで約束されたことを実行されるかどうか、相なるべくは佐藤内閣はつぶれたほうがいいが、あなたは残ってくれたほうがこっちは都合がいいのですが、そういうわけにもいきかねる。一体だれがどういう責任を負ってくれるのだ。この時期にまだできない、去年の三月から十二月までかかって体制問題の論議、めちやくちやにあなたの部下の通産省の連中が突きこわしたりあるいは会社側がかつてほうだいなことをいつて突きこわしたり、双方でせつかくで上がつたものを突きこわした、われわれは苦い経験をこの一年間で体験しているのです。一体あなたが将来とも、明年の八月に対して間違いなく体制問題に対して解決つけるという自信があるのか、またあなたが言う体制問題の中身は何なのか、あなたが言う体制問題、体制委員会にかけるという問題を横つなぎに、いろいろな問題

たくさんあるやつを、ただ素材として提供するの、われわれ社会党の主張する国有化を体制問題として中心にするのか、あるいは全国一社にまとめようとするのか、あるいは全国三社にまとめようとするのか、あるいは地域別に地域統合をやらせようと考えているのか、いまわれわれが主張する体制問題というものと、通産大臣並びに通産当局の考えている体制問題というものは中身が一致しているのか、同床異夢なのか、希望だけつながせて、中身をすりかえるのか、この点を明らかにしてもらいたい。

もう一つは、来年の八月にかりにあなたが責任をもつて、いま私が申し述べたような問題について一つの方向をつけるとして、その過程、来年の八月までの間いろいろ鉱区の調整やいろいろな統合や共同行為を積み上げていかなければいかぬのに、検討させるということ、一体その途中で起こる問題はどうか責任をもつて処置するのか、この点についてひとつ大臣の所信を明らかにしていただきたいと思ひます。

○大平 国務大臣 石炭問題政策は、別な観点からいくと御指摘の体制問題であると思ひます。私どもが今度御提案申し上げましたのは、去年八カ月にわたりまして石炭鉱業審議会が御討議をされて、それで得た結論を尊重した案になっておるのでございまして、その考え方は、私企模体制を基本にするが、最大限政府が財政的な支援をしなればならない、その財政的な支援を提示して、労使双方が採炭を続けるべきかどうか真剣に検討された上で決断をするという仕組みに相なっておりますのでございまして。この法案、予算案が提案されました以後、渡辺委員も御承知のように、本委員会並びに本会議の御質疑を通じて、佐藤総理大臣は、体制問題というのはいさく簡単なものではない、この第四次の石炭政策をもつて終止符を打つことができるかどうか、自分も疑問に思ひ、したがって体制問題についての検討についてより真剣に検討するようなお話が、私どもにもありました。また本委員会の御審議を通じて、体

制問題こそ石炭政策の今後の運営の基盤でなければならぬわけにございまして、これについて確たる進んだ方針を示せという御要請がございまして、そこでいま御指摘の体制委員会というものを石炭鉱業審議会につくるということに踏み切つたわけにございまして。これは来年の八月までに検討をわすれずというようにいたしておるのでございまして、そのねらいとするところは、一つは、先般の委員会でも申し上げましたとおり、従来から論議の種になっておりました石炭エネルギーというものをどのように位置づけてまいるかというところを、もつと長期のそしてもつと広い視野に立つて検討をわすれずななければいけないと思ひるのでございまして。それから第二の点は、そういう位置づけを踏まえまして、石炭鉱業の長期にわたるあり方をどういう姿のものにするかという具体的な仕組みも御検討いただかなければならないと思ひるのでございまして、私どもが当初考えておりました感覚ではやや甘いのではないかと、もう少し進んだ、腰を落した取り組みを長い展望に立ちまして考えろという御趣旨でございまして、それが現内閣でできるか、私の在任中にできるか、これは神ならぬ身のわかりません。しかしながら、あなたが政権をとりましようとして、あなたが通産大臣の職をけがそうと、この問題を素通りしてよけることは私はできないと思ひます。したがういまして、私どもは重要な産業政策上の課題でございまして、私どもはもとより全力を尽くしてやりますから、在任中はもとより全力を尽くしてやりますし、私どもが任務を終えたあとにおきましても引き続きその意味の検討をお願いしなければならぬし、またそれはできると確信をいたしております。

しかし、そのようにいたしましたとしても渡辺委員が御指摘のように、現実起こつておる閉山、貴重資源を擁しながら採掘の運びに至らない、たくさん山の閉山を結果するようには見るに忍びないじゃないか、この今日的な課題をどうするんだという御質問でございまして。これにつきまして

は、各党の皆さんにも申し上げてありますように、別に鉱区の調整の小委員会を発足をさせまして、それで応急の個別的な問題の検討は急いでいただかなければならぬと思ひますし、それに対してまして通産当局も親身になって相談に乗つて、むなしくゆえなく閉山に至るとかいうことのないように最善を尽くさなければならぬと思ひております。ただらむらしくは体制的なベースができておりません段階でございまして、労使双方の御協議によりまして最終の決断を願うたてまえになつておるわけにございまして。いろいろな観点から山の診断をお願いをいたしまして、まずその人たちがどのような決断を下すかについては十分われわれも尊重しなければならぬと思ひますので、その決断に至る道程におきまして、通産当局は中央現地を問わず親切な相談相手になりまして、できるだけ混乱を回避するように配慮してまいらなければならぬと考えております。

○渡辺(總)委員 お屋に参考人の供述があつたわけですが、きょうここに出席した参考人の方々は、一昨日でしたか参議院の石持委員会へ列席をされて供述をされておるわけですね。たまたま参議院の石持委員会でも石炭協会長の発言が大問題になったということを実は新聞の報道で見えておるわけですが、きょうこへ見えておりますけれども、私は大槻君とは長い友人でありますし、北海道時代からおつき合ひしているので、実はきょうは武士の情けで彼に特別の質問をすることをかんべんしておいたのです、ほんとうのことを言いますと。一体大臣も、けさ新聞にそれぞれ報道されておりますから十分御存じのことだと思ひますけれども、いままでの石炭政策の上においても、一般産業社会からは石炭の過保護政策だといふ非難も一部に出ながら、われわれは炭鉱の、石炭の持つ産業上の重要性と、しかもそれが急激な合理化政策によつて起こるいろいろな内外の社会問題に対応するために、あらゆる努力を積み重ねてきたつもりであります。しかし、いままでの長い石炭政策の推進の段階で、いつも実はサボつてきたのが

石炭資本だと私は思っているのです。大臣は石炭資本の姿勢をどう評価されておるか存じませんが、私は、少なくとも石炭資本のサポーターとして今日のようなたらめな経営の状況になつてきたということは無視できない、そう考えるのです。もちろん政府のエネルギー政策によって加速度に合理化が促進されたという、一つの大きな芽であることは当然ですけれども、それに対する対応策を育成するという努力が足りなかったということは、今度の明治製鉄の閉山を見ても、いかにその経営者というものが無責任で、決意も勇気も努力もないかという姿をまざまざと見せつけられておるのです。しかしいまここであなたは、いわゆる体制委員会をつくって、来年八月を目途にして、いわゆる新たな体制を築くんだとおっしゃいますか、これは戦争中の、軍部を背景にしてやるファッション政治じゃないのですからね。民主主義の世の中ですから。ことに私企業というものを過大に尊重される今日の政府の体質ですから、一体こういう無責任な、わがままな経営陣を相手にして所期の目的が一定期間のうちに達成されるということをお考えになつておるのかどうか。おとといはオオカミのようにほえ、きょうはネズミのようにな、こんなばかんな、手のひらを返すような、おとといときより月とスッポンくらい違う発言のできるような人たちが相手にして、あなたは責任を負つて、この体制問題の処理の解決が可能であるという自信をお持ちなのかどうか。ひとつ大臣のほんとうの腹を——大臣もおとといは悔辱されておるわけですから。政府もいいかげんだ、国会もいいかげんだと言つておるのですから。いいかげんなことをやつてこられたのかどうか、これからどうするのか、決意のほどを承つておきたいと思ひます。

任を基調にしてある以上は、私企業についての最高かつ最終の経済的、社会的な責任をになつておる経営者、つまり、みずからの責任にきびしい認識を持つことが前提でございまして。もしこれが無いというんでございましてならば、私企業ベースで石炭産業の再建をはかるという政策は根底から考え直さなければいけない課題であらうと思うのでございまして。したがって、この経営者たる者が今回の政策の性格にかんがみまして、最高かつ最終の責任者であるという認識を持つて——その基礎の上にでき上がつておる政策でございましてから、この政策に忠実に、それに対応いたしました責任を果たすことができない、あるいは果たすことに非常に不適任であるというふうな事態が起りますならば、仰せのように、この体制政策は考え直さなければいかぬと思うのでございまして。したがって、体制委員会、これから御審議の過程におきまして、私どもは国会人としてあるいは政府の職にある者として、あるいは石炭産業審議会、それ自体も経営責任者の姿勢、意識というものの不測の関心を怠らずに——それが緊張した状態にありおる間は、この体制のいき方でそれを確立していくことに協力を惜しまないものでございまして、くれぐれも、そうでなければ考え直さなければならぬという心を心して、これからの体制問題の検討、それからいま御審議をいただいております第四次の政策の運営に当たつてもございまして。

さよう心得ておりますので、御了解を賜ればしあわせと思ひます。

○速達委員 引き続きまして、運輸省の人、見えていきますか。

今度の企業ぐるみ閉山の中で、鉄道の問題もいろいろ起つておりますが、私鉄の鉄道の問題といふのは、これは九州のような交通の発達しているところでは本線と直結をしておりますから、条件が全然違うわけでありまして。北海道の炭鉱のような非常に広大な地域で山岳部の奥地に石炭が開発されておりますから、どうしても輸送手段として

ては鉄道というものが絶対の条件になつてくるわけです。したがつて炭鉱の経営の問題に関連して、私鉄というものが問題になるのは、これは北海道特有の問題であるということも認識してもらわなければならぬと思ひます。しかも北海道で現在九つの炭鉱関係の鉄道がありまして、八つまでは、簡単に申しますとそれぞれ親会社の炭鉱会社と鉄道会社が、資本の関係、人事の関係で交流し、傍系もしくは子会社になつておるか、でなければ直接炭鉱の鉄道部というふうな形で直営の状態になつておるという関係が八つまであるわけですから。私がここで具体的な問題として指摘いたしましたのは、この九つのうち、留萌鉄道という会社だけの直営もしくは傍系あるいは資本、人事の交流というものがほとんど断絶の状態になつておる会社であつて、したがつてその取り扱い方、判断のしかたでも、常にこの部分だけが無理に区分けをしようとし、あるいは孤立して問題の処置がされようとしてきておるわけですから。しかしこれは運輸当局が百も承知のことだと思ひますが、もともと留萌鉄道といへども、石炭の鉱区が発見されて、国策でこれを支援するという時期になつて、昭和四年に、当時の明治製鉄の社長であつたり石炭会の会長をした松本健次郎さんが中心になつて社長になつて、そして三井とか三菱とかあるいは住友等の資金を導入して、その留萌鉄道という会社をつくらせて、そして昭和六年に石炭が出た以降は、これを留萌の港湾に荷役をするために、留萌の埠頭関係の仕事まで、時の政府が間へ入つて分担させて、そして昭和十七年ですか、分離するまで、留萌の経営もやらせておつた。スタートは、当時一種の国策会社として、石炭関係の会社としてスタートしたことは間違いないわけですから。これをひとつ頭に入れておいて、私は申し上げるわけですが、もう一つ問題は、この会社は沿線に恵比島、幌新、浅野、昭和と四つの駅がある二十キロの間にあるわけですが、いまでも道路の側面は七、八尺の雪がきわだつて積もり、自動

車が走つてもトラックが走つても車の屋根が全然見えなないほどの豪雪地帯です。そしてここは石炭があるからこそ鉄道が敷かれてきたのであつて、どん詰まりは昭和炭鉱で、先は道路も何もない陸の孤島です。そういう事態のところへ、鉄道が唯一の交通手段であつて、しかもこの沿線には四千人以上の人が住んでいるわけですから。だからこの鉄道で主として生きておるわけですから。この鉄道は、昭和から町の役場へ行きましては四十キロ以上あるのです。同じ町ですけれども、役場の所在地まで行くのに四十キロ以上ある。国道線まで行きますには五十キロ以上ある。こういう意味においてはおそらく北海道のうちでも最大の僻地で、条件の悪いところであることは間違いない。それだけに鉄道への依存度が非常に強いわけです。ところでこの山が、御存じのように昨年の十一月に雨竜鉱山が閉山になつて、この四月には全く同時に太刀別と昭和が閉山になる。この地帯には中級の小学校が二つと中学校が二つありますが、この学期のうちに学校が全滅することは間違いないと思ひます。

そこで運輸省民営鉄道部長に質問するのですが、おそろく昭和炭鉱は今年三月三十日まで完全に閉山体制に入ります。そうするとおそろくこれと前後して、後ではなくて前に鉄道は運休、停止をし、そして一切ストップしてしまふと思ひます。現にあなたは、われわれに会うときには適當なことを言つて、あなたは労働組合が行けばあつては会社は経営者が行けば、炭鉱なんかにつき合つていようと退職手当も出せなくなるぞ、早くやめたほうがいいぞとさんざん言つてきたんだからね。おおよそ重大な国策のために問題になつてい

今度の石炭政策に対して、中央も現地もあなたの無責任な言辭で非常に混乱してきている。しかしここであなたは目的を達したと思うのだ。あなたは私鉄の所管だから私鉄だけかわいがればいいのかもしれない。しかし、いま石炭も鉄道も国の政策の背景で問題になっているのだから、役人なら役人らしくもう少しもの判断を総合的に判断してしかるべきだと思う。なるべく自分の仕事の責任を軽くするために、適当な無責任な放言をしてさんざん二カ月前あなたは混乱させた元凶ですよ。いよいよあなたの目的は達しただろう。しかし今月一ぱいで閉山をすると同時に、その前に鉄道はやめろと思うが、運休、停止なり廃業する。しかし私鉄営業法によれば、それは当然あなたのところの監督下に置かれていたわけですよ。そうすると一体私鉄が運休をする場合において、今度は石炭産業だから共同に責任を負えとか何とか、いままでの話の前提を抜いて、そのものずばり運輸省の民営鉄道部長に質問するのですが、一体地方鉄道法によれば「運輸営業の休止及び公社の解散決議の効力の制限」という規定すなわち法第二十七条「地方鉄道業者ハ主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非サルニ運輸営業ノ全部又ハ一部ヲ休止シ又ハ廃止スルコトヲ得ス」もしかりに許可を得ないで運休した場合はどうするのですか。どういう制裁規定があるのですか。どういう責任を負えるのですか。大臣の許可を得ないで鉄道を運休した場合に運輸省は一体どういう措置を講じようというのか、明らかにしてもいいと思います。

○佐原説明員 ただいま先生御指摘の、留萌鉄道の問題でございますが、私が、軽率な発言をしたということでおしかりを受けて恐縮しておる次第でございます。私も決して本心でそういうふうにし上げたつもりはございません。非公式な場で申し上げたつもりでございます。山が残ればそれが一番いいことである、ただ不幸にして山のはうがいかんせん閉山という情勢が非常に気配濃厚となってまいりましたので、その場合には、先生も御存じのとおり、留萌鉄道の運賃取

入の八割方が石炭を運んで成り立っている鉄道でございまして。残りの二割方が旅客運送をやっているという鉄道でございます。その大宗貨物である石炭が皆無になりますと、とても私企業としては成り立っていない。これは先生も十分おわかりのことかと思いますが、その場合に、残る問題といたしましては、従業員の問題もさういって派生的な問題がいろいろ出てくるわけでございますので、それらの点もあわせて、いろいろと個人的私見ということで話したことはございますけれども、決してそう言ったほうがいいのだというつもりで申し上げたものではございませんので、ひとつ御了解願いたいと思います。

それからただいまの鉄道の手続でございますが、おっしゃるとおり廃止許可制をとっておりますので、大臣の許可がなければ廃止できない、こういうふうな考えでございます。したがって廃止なり休止をする場合は、留萌鉄道のほうから廃止許可申請あるいは休止許可申請が出てまいりまして、われわれのほうで審議した結果処分をする、こういうたてまえになっております。

○渡辺(惣)委員 一体廃止の申請がかりに出た場合は、いままでの行政的な経験で、廃止の許可をするという認定を下すまでに期間はどれくらいかかるのですか。それからそういう許可がおりない前に運休をし廃業した、実質上の廃業をした場合において、運輸省はどういう責任を負い、どういう指導を行ない、どういう処罰を行なう権限を持っておるのか、明らかにしていただきたいと思

います。
○佐原説明員 地方鉄道法第三十九条の規定によりますと、許可のないままに廃止をした場合には千円以下の過料に処するということになっております。
それから過去における廃止許可手続の期間でございますが、これは非常にまちまちでございます。非常に早く行なえる場合、それからかなりの期間を要する場合、いろいろございまして、一律には申し上げられません。

○渡辺(惣)委員 一体これは法の法律というならけつこうですが、いまごろ千円の罰金で鉄道を止めたり運行したりする、そういう人がいま地球の上にいるのですか。罰金千円で鉄道がとまったり運行したりするような条件があるのかどうか。運輸省は少し頭が狂っていませんか。

○佐原説明員 地方鉄道法の規定をお話したのでございまして、実際問題といたしましては、われわれはあくまでも廃止の許可をとる場合に指導いたしますし、それから許可を与える場合には、後々の国民の足を確保すべく代替輸送機関を必ず走らせる、こういうことを条件といたしまして廃止の許可をいたしておるような次第でございます。

○渡辺(惣)委員 あなたは法の施行者でしょう。あなたは、法律を守らないから法律に基づいて監督をしたり行政指導しているのしょう。千円で、その行政指導が可能だと思っているんですか。もし可能でないとしたら、なぜいままでのうちに法律の改正をしなかつたんです。なぜこういうでたらめな法律を——私鉄のかつてな、でたらめな廃業や営業休止を規制する処罰の法がなければ拘束できないのなら、拘束できるような法律の改正をしなればいかにぬでしよう。これは千円で鉄道を止めたり動かしたり、規制力があるんですか。そういうことがわからなかつたんですか。あるいは適用したことがなかつたんですか。それからこの矛盾を、きょうまで、私の指摘するまで、千円で車を止めたり動かしたりできると、そう思っておられたのですか。それはあなたのほう

が行政のサポーターじゃないのか。この地方鉄道法の誤りでないのか。どこに一体、指導し監督する条件があるんです。これでストップできるんですか、千円の過料で、罰金で。

○佐原説明員 先生御指摘のように、千円の過料ということとは非常に時代錯誤的な印象を私も受けますが、ただ実際問題といたしまして、いままでの適用があった例はございません。いつも指導でもって廃止許可、運行を停止させるといふことが事実でございまして。ただ、おっしゃる意味は私よくわかりますので、今後また検討させていただきます。ききたいと思

います。
○渡辺(惣)委員 私は罰金をよけい取れと言っているんじゃないのです。なるべく罰金なんて取らぬほうがいいのです。しかし、こんなナンセンスな、世の中に通用しないような罰金をきめておいて、それで私鉄の指導や監督をしようというさか立ちをした考え方を言っているんです。第一、これは、あなた、千円納めれば過料を終わるんだから、ストップしてもいいんでしよう。千円納めればそれで済むことではないですか、鉄道をやめても。そうすると、千円納めればいいんだから、きょうでもあしたでも鉄道をやめちゃいますよ。

そこで、一体運輸省は私鉄の運休を、その仕事の公益性に基づいてこれをとめて、運行せしめるといふ能力と条件とを持っておるかどうか、ひとつ承りたい。

○佐原説明員 具体的に現地におきまして、先ほども申しましたように、大宗貨物が皆無となった場合に、鉄道業としてはもう経営できなくなるといふ感覚から、きびしい申請の動きが出ております。われわれもそれ以上、その運行の継続を行なわせることは実際問題としても無理であるといふふうに考えております。問題は、後ほどお話が出るかと思ひますけれども、残る代替輸送機関をいかにして確保するか、こういう面が今日いろいろ検討を行なっておる段階でござい

ます。
○渡辺(惣)委員 これはおそらく北海道でも類似がないのですから、全国でも私鉄の関係では類例のないケースだと思ひます。なぜならこの留萌鉄道は、過疎化が押し進んで、農村や奥地が住みにくくなつて、そうしてぼつぼつ年次的に三分減つたり、五分減つたり一割減つたりして、自然減で起きている現象ではない。私鉄にそういう過疎地帯の現象は、全国に幾らでも出てきておると思ひます。しかし、この私鉄の場合は、全く政府の政策のための犠牲となつてきた状況なのだから。そうすると運輸省は、この留萌鉄道に關しては、全国の私鉄

の対策とは全然別個な、特殊なケースとして——また将来とも同じような状況があらうはずはないのですから、北海道の鉄道だけでは、こういう条件は、そういう特定のケースとして出てきたものに對しては、特定なケースとして指導することが必要なのではないか。これを運輸省の私鉄の關係の一般的な条件の中で処理しようとするところに、問題の矛盾と無理があると思うのです。この点はどうか。

○佐原説明員 先生御指摘のように、留萌鉄道の場合、非常に特殊なケースでございます。沿革その他から申しますと、非常に同情すべき点はあるのでございます。ただ運輸省といたしましては、地方の中小私鉄の中で、赤字経営であえいでいる私鉄が一般的にたくさんございますので、運輸省として何か政策をとる場合には、一般的なワタの中でこれをとらえてやりたい、このように考えまして、実は本件につきましては、通産省のほうの石炭対策でひとつ何とかしてもらいたいということと鋭意折衝してまいりましたけれども、通産省もいろいろ御尽力をいただきましたけれども、結論的にちょっと無理である、こういうことになりました。まことに遺憾でございますが、そのような実情でございます。

○渡辺(徳)委員 運輸省は、人のふんどしで相撲を取ろうと思つたのであります。自分のところは自分のところであらゆる努力をして、そうしてできないところは各省話し合いを——通産省や労働省や運輸省が相談して、金が出せないというなら大蔵省に話をすればいいではないか。そういう努力をしたのですか。あなたのところの法律で、地方鉄道軌道整備法という法律があるでしょう。この地方鉄道軌道整備法という法律の第二十四条に補償の条項がある。これは長いから省略しますが、国鉄が地方鉄道に接近したり、並行したりしておる場合に、営業採算がとれなくて廃止せざるを得ないときに——「当該地方鉄道の業者が、日本国有鉄道又は日本鉄道建設公団の当該鉄道路線と接近しない、又は並行しない区間につき地方

鉄道を継続することができなくなつてこれを廃止したときも、同様とする。」いいですか、地方鉄道を継続することができなくなつてこれを廃止したときも同様である。これは前の並行の規則とは違ふのですよ。そうすると、いまの運輸省の関連の現行法律の中でも、地方鉄道が事実上できなくなつて廃止するという場合は、何人もふんどしで相撲を取らぬでも、自分のところの予算の中で、自分のところの法律で救済する法律があるでしょう。この法律もやはり一千円くらいの値段しかないのですか。

○佐原説明員 地方鉄道軌道整備法第二十四条の規定は、日本国有鉄道が敷設されたために地方鉄道の経営が成り立たなくなった場合、あるいは日本国有鉄道が既存の私鉄のすぐ隣接地域にできたために経営が非常に困難になった場合、この場合の規定でございまして、今回のようなケースにはそのまま適用できない条文である、こう考えております。

○渡辺(徳)委員 あなたの解釈はかつてです。それなら、なぜその以外に、あとのほうに「地方鉄道を継続することができなくなつてこれを廃止したときも、同様とする。」なぜ同様ということを使っているんです。同様ということは、他の部分と同様に扱うから同様という文字があるんでしょ。もし一本だったなら、わざわざ法律で同様であるなどという——第一項に對して第二項があるでしょう。第一項に準ずるから同様であるというんでしょ。違いますか。

○佐原説明員 この規定は、国有鉄道が敷かれて成り立たなくなった鉄道、その路線のほかに、国鉄以外の路線を持つておつた場合、企業全体として成り立たなくなった場合に、他の路線も同様に扱う、こういう規定でございまして、あくまでも国有鉄道の敷設が前提条件になっておるわけでございます。

○渡辺(徳)委員 私はそういう解釈をしない。しかし、一步譲つてそうだといいですか。国鉄と私鉄との間で、自分の世帯の中で兄弟げんか

をしたり、利益が競合したりした場合は救済の措置を講ずるが、石炭等の問題で犠牲になった場合にはできないという論拠はどこにあるのですか。廃止の運命にあるという状況は、結果は同じでしょう。なぜそこに政策手段が伸ばせないのですか。なぜ運輸省はそう冷たいのか、いくら国鉄一家でも、国鉄のこと以外は一切無視するのか。なぜ同じ手法が、補償の方法が石炭産業にあたつて、あなたのところの法律のもとに保護され、規制され、指導されている私鉄について、しかも全国にたつた一つのケースに、この補償適用の道がないのですか。またこういう救済のしかたで努力をしたということは、この問題が焦点になつてからまる二カ月一べんも聞いたことがない。閉山をした場合、炭鉱労働者が残つておるのに、万が一この鉄道がなくなつたらたいへんだ。あと二月でも三月でも炭鉱労働者がやめて他へ出ていくまで、そこに何千人という人が住んでいる間は鉄道を運行させ、運行期間中の補償をしなければいかぬでしょう。あなたの言っているのとおり、八〇%まで石炭の貨物を運送していた。主たる収入はそこだ。しかし、石炭はなくなつても、人間はそのまま存在しているんです。そうすると、貨車は運行しなくても客車を運行させる。通学する者、職を求めらる労働者、そういう人たちのために運行させぬでもいとおっしゃるのか。運行させるとしたら、その運行期間についてはこういう補償条件があるんだから、補償条件の拡大解釈をすればいいでしょう。通産省は拡大解釈の名人ですよ。できないという話がありますか、人のしあわせになるのに。通産省は山をつぶすために拡大解釈するんですが、あなたはしあわせのためになぜ法律の拡大解釈ができないのか。

○佐原説明員 運行を維持するために赤字が出た場合の欠損について補助の規定が地方鉄軌道法にございますので、これは考慮の余地がございすけれども、先ほど先生御指摘になつたように、沿線各駅に約四千人ばかり住んでおります。年間にいたしましてどのくらいになりますか。一日平均に

いたしますと、これまでは約千二百人ばかりの旅客が乗つておつたのでございますが、日を追うて減少してまいりまして、ごく最近では半分以下の五百五十人程度に減つております。これは鉄道としてはもはや成り立たない状況であるといわれれば考へております。それから一般中小私鉄対策といつたしましても、鉄道の特性は大量輸送でございますので、この中で過疎化現象によりまして旅客が減つてきた鉄道につきましては、一定の限界以下はバスに転換させるような政策を運輸省としてはとりつづけておりますので、留萌鉄道だけをそういうふうに取り扱うことは非常にむづかしいかと思う。

ただ、その場合のあとの代替輸送手段、具体的に申し上げますと、バスでございすますが、バスの確保につきましては、十分努力してやつていきたい、こういう考え方でございす。

○渡辺(徳)委員 そういう鉄道を継続して動かすという努力はしてなかったことは事実ですね。やめさせるほうが先だったですね。

○佐原説明員 一時運行を休止するというような動きが現地であつたようでございますが、その場合には、一応業者を指導いたしまして運転を続けさせております。ただ、いよいよ山が閉山ということになりました場合でも続けるといふことは、ちょっと申しかねる、このように考へております。

○渡辺(徳)委員 それはあつちやこつちやですよ。鉄道を止めなかつたのはこつちです。あなたがやめろと言ふのをこつちがやめさせなかつただけですよ。それで、一体鉄道が二十日なら二十日運休したらどういふことをいたしますか。きょう業務部長においでを願つておるはずなんです、見えていますか。先ほど申し上げたような道路交通事情に置かれておる人々は約四千人いるという状況の中で、山がつぶれたとたん運行を停止するということになると、文字どおり陸の孤島になつてしまふわけですよ。そうすると、それをどこかの民間バスにおつづけようとす

るんだと思うのです。なるべく国鉄は責任を負いたくない。何しろ全国八十三の赤字路線を切ってしまうという冷酷むざんな役所ですからね。だから、さっさと撤退してしまつた場合、なるべく国鉄が責任を負わないで地方自治体の町営バスにやらせよう、あるいは中央バスにやらせよう、あるいは札幌から留萌を通っている沿岸バスがある、そういうものは五十五キロも先を走っています、そのバスを乗り入れさせようと考えておるだろと思ひますが、そんな虫のいいことは許されない。私企業としては採算がとれないですよ。採算がとれないならば、役所の公益事業のほうは、とれようとこれまゝと国の経費でやっておるんだから、このストップした瞬間に国鉄バスを入れることが当然だと思ひます。国鉄バスを入れないというならば、この鉄道を運転する間の損害を政府は補償して鉄道を運転する。政府の責任をもつていわゆる地方住民の生活と福祉を守り、そして鉄道の公益性、公共性というものをここで順守する、この道がなければならぬと思ひます。代替交通手段は、鉄道をとめましたならば、当然運輸省の機能によって民間におつたり、なおおつて赤字が出たら、それもつぶしてしまふというやり方をするなら、ちゃんと国鉄バスを運転して——しかもこれは長期にわたるものではない。せいぜい三月かそこらですよ。山をつぶしてしまつたら人の住めるところじゃないです。そんな短期の将来性のないところ。そんなところへ私バスを入れておつてようなんといつても、そんなことは受けませんよ。それは国鉄バスがあるんだから当然国鉄バスを運行して国の責任を果たすべきである。この点について明確にしたいだきたいと思ひます。

○平岡委員長 関連質問を許します。岡田君。

○岡田(利)委員 運輸省としては、昭和炭鉱が閉山になり、また九州の鉱山が閉山になった場合の問題については、しばしば折衝いたしておりますから、実情を私は十分御承知ではないかと思ひます。しかもこの山は大体今月一ぱいで完全な

閉山をする、こういう状況にきていることは、私は運輸省としては十分知っておるのではないかと思ひます。しかし生産はとまるけれども、四千名に及ぶ人々はその他に転出するまではあそこ生活をする必要があるわけですね。これは炭鉱のみならず商店街もございまして、いろいろ問題もあるわけですね。また高校生もおります。いまバスを運行するといつても、おそらくあなた方は現地にいかれたことがないと思ひますが、今日の状況はバスは山元まで行かない。道路がバスを運行できる状況ではないわけですね。少なくとも五月に入つてこなければそれができない。またすぐ引越してしようとしても、そういう状態でありまして、はたして荷物の運搬その他ができるかどうかについては非常に疑問があるわけですね。したがって、そういう実情は現地の出先機関から連絡を受ければ、よく実態は把握ができると思ひます。もちろん生産がとまり、石炭の輸送がなくなりますが、しかし人間が住んでおるわけですね。少なくともその間については、当然運輸省としても何らかの措置をとるべきではないのか、こう私も判断せざるを得ないわけですね。そういう点について、具体的にその実態の把握というものは数度にわたる折衝をいたしておるわけですね、大臣も次官もすべて知っておるわけですね、大体山の展望が出てまいりましたから、この機会にその面の総括的、具体的な対策というものが示されなければならぬと思ひます。そうでないといふれば一体いままで何をやっておつたのか、こういうことに私はなるだろうと思ひます。

それと第二の問題は、留萌鉄道はそういう点で再三再四にわたるその実情について、経営実態についていろいろ問題を提起してまいつたわけですね、いま生産がとまって運行停止をするとするならば、一体この鉄道はどうなるのか。営業をやめるといふ場合には、関連企業を含み、全体の経営関係の対象を含んで一体どうなるという見通

しをあなた方は持つておるのか。その場合に、そこにおる労働者に対しては、退職金その他労働債務については一体どうなるのか。また、もちろん地域の問題でありますから、北海道庁とあなた方は連絡をとって、その点についてはもうすでに対策が立てられていなければ、一体いままで何をやってきたのだというところに私はなると思ひます。あるいはまた、一応鉄道はやるけれども、この地域の輸送について、いわゆるバス転換とかいうものについてどこまで詰まつた話をしておるか、こういう一連の具体的な内容がこの際提示されないとするならば、私は怠慢といわざるを得ないと思ひます。ですから、いままで議論がありましたように、退職金が払えるかどうかという点については多少問題もあるでしょうけれども、いま述べた総括的な問題について、すでに個別の対策は完了していなければならぬ、明確にここで述べ得るだけのものがなければならぬと思ひます。そういう総括的な面についてあわせてひとつ御答弁願ひたいと思ひます。

○佐原説明員 留萌鉄道の首脳部との話し合いの結果、これは山の状況で必ずしも確定的ではございませんが、山が閉山した場合にとりあえず休止するというところで、休止の申請を手段中でございます。その休止の時期でございしますが、五月一日以後運輸省の許可があった翌日から運行を休止する、こういう態勢になっております。したがって、これからその手続きを進めるわけでございます。山のほうの動きに合わせて処理してまいりたい、こういうふうに考えております。

それで、鉄道が休止になった場合のあとの退職金の問題でございします。これは岡田先生十分御存じのように、いろいろございしましたけれども、不本意な結果になってまことに申しわけないのでございしますが、実は昨日から留萌鉄道の労使間で団体交渉が始められております。そうしますと、いろいろ具体的な計数的な問題があつてまいりますので、これに基づきましてまた通産省とも相談して、できるだけ従業員のためになるように努力

をいたしたいと思ひます。

それから退職金の金銭的な面でございしますが、留萌鉄道は、一応四十二年度までは石炭がありまして関係で税引き前で約千八百万円の黒を出しております。一年以上経過いたしましたして経営も悪化いたしましたまいりました。これは石炭並びに旅客が減つたのが原因でございしますが、四十三年度の仮決算で最終的な数字でございしますが、逆に約四千万ばかりの赤字を計上するという情報が入つております。一応現在の試算で一体どうなるのかということもございしますが、非常に鉄道固定資産を個々に低目低目に評価いたします。それから兼業でやっておる採石業も低目に評価いたします。金額的には退職金、これは資産の処分いかんによるものですから、はつきりしたことは申せませんが、非常に固めに押えまして、ちよつと不足するかまあとんとんというふうな状況、ただこれはすぐ売れるというものでございしませんし、買ひ手の問題、その他時期を見て売るのは高く売れるということもございしますので、直ちにこれを換金するということは非常にむづかしい場合がございします。そうなりますと、清算価値としては一応資産的にございしますが、金繰り面で非常に困難を来たすのじゃないかというふうな思ひますので、そういう場合にはその間のつなぎ融資が何とかできるように通産省とも相談しながら努力したい、このように考えております。

それからあとのバスのことにつきましては、自動車局のほうで答えていただきます。

○渋谷説明員 留萌鉄道の廃止が許可になりました以後のバスの代行輸送については、当該路線の延長が大体三十キロ未満でございしますので、三十キロ未満の免許につきましても地方の陸運局で、この場合は札幌陸運局長の権限になっております。札幌陸運局長からの連絡によりまして、大体許可になった後のバス運行についての準備が整つた、それで当該留萌鉄道の廃止の許可に伴ひまして地元北海道中央バスが、免許をいたしまして沼田町から昭和炭山まで、それからバスの実際

の運行は函館本線の深川から炭山まで一日六回を運行したいという連絡がございまして、間もなく道路運送法に基づきますところの申請が出てまいりまして、札幌陸運局長の審査を経て免許になるうかと思ひます。

○岡田(利)委員 そういたしますと、四十二年度までの決算は黒字が続いてきた、こういう報告でございまして、当然退職積み立て金というものは積み立てられておられると思うわけですが、これが一体どうなっておられるのか、いわば法定上積み立ても可能なのでしょうか。大体内容を調べてまいりますと、当然法定上の積み立てが可能であるというように私も見ておる。この点をどう考えられておるのかという点が第一点です。

それから第二の問題は、いわば採石事業というのが鉄道株式会社内において行なわれておるわけですが、しかも一億六千万程度の膨大な投資計画をもって、すでに一億五千万程度の投資が行なわれておる。これは公益事業である鉄道の事業と、それから採石事業というものを考えてみますと、鉄道事業が直接採石事業に投資をするという点について問題がないのかどうか。たとえば採石事業にそれだけの投資をしてもいいか、なかつたという場合には、公営事業であるところの鉄道事業に非常に重大な影響を及ぼすわけですが、これが別途の会社であるならばそういうケースは当然今日の商法上行なわれるわけですが、そういう点については、特に最近のケースであるので私も理解に苦しんでおる面があるわけですが、しかし、いづれにしてもこれらは運輸省としては決裁しておられるはずなんですね。それが一体どういう判断で行なわれておるのか、そういう点についても御答弁を願ひたいと思ひます。

○佐原説明員 退職給付引き当て金の問題でございまして、四十二年度決算におきましては、税法限度一ぱいだと思ひますけれども、約三千二百万ばかりの積み立てが行なわれ、引き当て金とられております。これは先生御存じのように、現金でもって積んでおられるわけではございません。何らかの形で資産に化体しておることとござい

ますので、その点ひとつ御了解願ひたいと思ひます。それから、兼業の問題でございまして、中小私鉄は赤字でいろいろ困っております。これは大手の場合も同じでございまして、兼業によつて、何とか会社全体として経営を維持するという姿勢が随所に出ております。その兼業が、先生おっしゃる通りに、赤字で足を引っ張るような場合は非常に困るのですが、幾らかでも会社にとつてプラスになる場合には、運輸省としてはこれを認めていこうという態度であります。

採石業の見通しでございまして、運輸省の所管ではございせんので、判断できませんが、しかるべき金融機関が融資をしておるという点からも、足を引っ張るということとはなからう。その場合に、兼業いたしました、幾らかでも従業員を兼業部門のほうへ吸収する、こういうような説明が会社側からもございしたので、その面も考慮いたしまして、これを認めた次第でござい

ます。○岡田(利)委員 そうすると、留萌鉄道の総負債と、兼業している採石事業の負債の関係はどうなつていますか。○佐原説明員 四十二年度の決算で申しますと、このときはまだ採石業は始めておりません。流動負債を除きまして、固定負債関係では約二千七百

万、これは鉄道プロパーに対する負債でござい

ます。一年の間に採石業のほうへ投資をいたしました結果、現在、採石業の資産といたしまして約一億五千万ばかりになっておりますが、これに對し

も、常識的にそうだと思うわけですが、そうすると、結局新規投資の負債が圧倒的に多いわけですね。一億三千万ちよつとの新規投資の負債。それは始めたばかりですから、土地もあれば、新しい工場施設もある。事務所もあるわけですが、それで、これが昭和四十三年度から投資をして、四十四年度には一千万、四十五年度には一千万投資して大体完了するという形になっておるわけ

です。したがって、新規投資をすることはそれだけ価値があるわけですが、その事業全体を見れば、それ以上の価値があるんだと思ひます。こう思うのが当然であります。採石事業でありますから、当然通産省の認可事項でありますので、そういう点についても届け出が行なわれておるわけですが、こういう把握をしますと、八千万程度の従業員に対する退職金が払えないということはないのではなからうか。私はそういう分析をするわけ

です。この対策は、もう一歩進めると、鉄道をやめると同時に企業はどういう形で転身をするのか、すべてやめてしまふのか、いづれかを選択しなければならぬということになると私は思ひます。処分をするとするならば、いま言ったように圧倒的に新規事業に対する投資、しかも昨年行なわれたという投資でありますから、そういうものの中からは退職金を払う方法というものは、それぞれ関係諸官庁の間の連絡を密にすれば可能であると判断するのは当然だと思ひます。そういう点の確信については運輸省はいかがですか。

○佐原説明員 先生お説のとおりでござい

ます。先ほども申し上げましたけれども、かりに清算するとすれば、その資産価値から見れば、退職金を払えるだけのものは出てくるような感じが金額的にはいたしますが、ただ、金繰り面で即座にということになると困難ではなからうか、できればその間のつなぎ融資を何とかしてやりたいという気持ちでございまして、まだ会社の方針部とそ

の件について突っ込んで話してございせんけれども、今後労使の団体交渉の場を通じて、

具体的な問題としていろいろ上がってくるのではなからうか、このように思ひますので、それを承った上で、関係各省とも相談しながらや

りたい、このように考えております。○岡田(利)委員 この際結論的に、いま運輸省からもそういう考え方が述べられたのですが、通産省としても、山が閉山するためにこの鉄道は営業をやめなければならぬ、こういう事態になつてまいるわけですから、いまの運輸省の答弁から判断いたしますと、特に融資の問題あるいはまた、そういう一つの悩みの中で資産を処分をするという場合には、概して社会的な用語で言えば償還をたたかるといいますか、こういう問題が当然あるわけでありまして、当然これは通産省としても重大な関心を持ち、この点については問題のないように対処をするという積極的な姿勢も大事だと思ひます。この点もあわせて答弁を願ひておきたいと思ひます。

○藤尾政府委員 先ほど来渡辺先生あるいは岡田先生のいろいろな御所論を承っておりますが、私も国会議員といたしまして、私自身が選挙区に八十三路線の中の二つを持っておるわけであり

ます。問題は根本的に違ひますけれども、しかしながらこういふ既設の、しかもいままで非常に大きな役割りを果たしてまいつたものを、役に立たなくなつたからといって、その日からおまへはもう用はないというような立場をとるといふことは、私は政府といたしましても考えなければならぬ問題である、かように考えます。しかしながら、いまの運輸省側のいろいろな答弁を承っておりますと、すでにいろいろの検討を行なつており、そして代替バスを導入するという計画を立て、その路線を認可しておる、こういうことでござい

まして、私どもも渡辺委員あるいは岡田委員と意見を同じくするわけでありまして、そういう趣旨を十二分に伝えまして、できるだけ誤りなきを期するように努力をいたしてみたいと思います。

なお、従業員各位に対しまして退職金問題については、路線の売却その他の問題で処置をいたしたい。ただしこれが急速にできるものではないから、そこにつなぎ資金の問題が出てくる、そういう場合は関係各省との検討を要する、こういうのが運輸省のいまの考え方のごときです。当然その際には私どもも大蔵省もまたその関係省といたしまして、相談にあずかることと思います。その際には私どももいたしても誠意を持ちまして、十二分に御期待に沿いますように努力をいたしたい。善処をいたしますということを約束申し上げたいと思います。

○渡辺(總)委員 運輸省で中央バス代替の手續をしているのですが、五月一日に閉鎖する、一方が廃止する手續が終わらないうちに片一方のバスを入れる手續をして、間髪を入れずにバスが運行されるような状態になっているのかどうか、その点について明らかにしていただきたいと思ひます。

○渋谷説明員 札幌陸運局長に連絡をとりまして、許可の見通しと歩調を合わせながら、鉄道の廃止の許可あり次第、このバスの運行が可能ないように手續させたいと思ひます。

○渡辺(總)委員 あり次第というのは、同時ということですか。

○渋谷説明員 同時と考えてけっこうです。

○渡辺(總)委員 それではこれで時間がなくなりまして。まだ質問を予定しておりましたが、これで終わりたいと思ひます。

○平岡委員長 大橋敏雄君。

○大橋(敏)委員 通産省の方々は連日の審議でお疲れであろうと思ひますが、私で一応最後になりますので、がんばっていただきたいと思ひます。先賢各位があらゆる方面から質疑しておりますので、極力重複を避けまして進みたいと思ひます。

が、先ほども言いましたように、これで最後でございますので、答弁のほうは親切丁寧にひとつよろしく願ひいたします。

新石炭政策の内容を見ますと、一口に言いますれば、再建会社に対しまして、異常債務を財政で肩がわりするとともに、安定補給金を増額して一定の生産を維持させること、これが基本であるかのように思われます。また一方生きざる見込みがないという炭鉱には閉山交付金を増額して、いわゆるなだらかな撤退ができるよう措置が行なわれた、特に企業ぐるみ閉山に対しましては、閉山交付金を特別増しをしようというものが大綱のよう感じましたわけでありまして、ところで、大手炭鉱十六社のうちに明治、杵島、麻生という三社が以前から通産省に対して閉山の申し入れをしております。石炭産業界の大きな話題になっていて、話によりますと、通産省としましては、これらの閉山については、いわゆる予期されていた規定路線であった。つまりこれらの暗黙の前提となりまして、支出予想額が四十四年度の石炭関係予算案に組み込まれていたということでありまして。先日、私が石炭企業のなだらけ現象の心配についていろいろと質問したわけでございますが、そのときに中川局長は次のような趣旨の答弁をなさいました。つまり、なだらけ現象というもののとらえ方にまず問題がある、石炭産業の現状推移から見ると、確かに集中的な閉山は考えられているけれども、明治、杵島、麻生が閉山するということから特別に閉山が起こってくる。なだらけ現象が起こることの心配はないように思ひます。しかし、私は石炭問題の神さまと仰がれている中川局長の答弁ですから、そのままだ信用してみたいと思ひますけれども、このように大手が二つも三つも次々と閉山に踏み切っていくという事実、これから金融機関やあるいは炭鉱労働者はあらためて石炭産業への不信感をいっそう深めていくように思ひます。したがって、予期した以上に閉山あるいは廃業がさらに進んでいくのではないかと私はひとしお懸念するわけでありまして。この予期以上の閉山の傾向があらわれた場合、通産省としては、どこにその歯どめを持っているのか、まずお尋ねしたいと思ひます。

○中川(理)政府委員 お答えいたします。たいへん具体的な御質問でございますので、私も前回はいささか政府の職員としては言い過ぎになるかもしれませんが、率直にお答えをしたつもりでございます。今回の石炭対策は助成策を検討するにあたりまして、総額の助成費の大きさと、その効率が一定でございますので、なるべくは助成の効率が高くなるようにということでものを考えたのでございまして、その際に、通産省として把握いたしておりました各企業の経理内容というものの実態を見てまいりますと、ある限界がございまして、その限界を越える悪い企業までが今後企業経営を継続させるようにということで計算をいたしますと、助成費の総額を大きくはみ出してしまふと同時に、そうでない比較的経営内容のよい会社に出す助成費もその分だけ薄められることに相なりまして、再建効果としても十分なものが出てこない、こういう観点からいたしまして、当委員会におきましても、審議会の審議の段階におきましては、かなり控へ目に慎重に、その辺のところはあまり率直には申し上げなかつたのでございまして、助成費の効率から申しますと、全体の足を引っ張るようなことになるものについては、涙をのんでやはり脱落を覚悟せざるを得ないのではないか。しかし、それが社会的な混乱その他を引き起こすという状況になりますと、円滑な処理ができませんので、閉山制度についての特別な制度を片方に用意する。そうして残りの企業に対しましては十分——少なくとも五カ年間の採算の見通しが立つような助成体系を考えようじゃないかというのを審議会の審議の内容であつたわけでございます。その意味合いにおきまして、実は国会において具体的な名称、名前を申し上げることはばかつておつたのでございまして、けれども、まずさうなことに相なるんだらうと

考えておりました。そうして、そのためにそういう具体的な企業のイメージがございましてだけに、その企業の持つておる異常な超過債務というものを特別閉山交付金制度で処理をするという前提で、片方の制度を考えたいわけでございますので、その意味合いにおきまして、いま大橋委員から話のありました三社は実は想定に入つておつたのでございまして。そのほか中小炭鉱等につきましても、私どもはいまこの時点で申し上げるならば、閉山申請をいたしております中小企業のそれぞれにつきましては、いずれもそれらの私どもの予想の中に入つておつたものでございまして。予想外のものが出てきておるといふことはまだございませぬ。そういうことでございまして、計算上から申しますと、再建交付金の交付と安定補給金の増額、無利子融資の実施ということによりまして、収支面、損益面での予想に入つてない企業が成り立つという計算で組みました助成体系、これが的確に働いたら、残りのものはまたわれわれの予想どおり十分にやつていけるのではないかと現在でも信じておる次第でございます。

ただ五年間という長い期間でございますし、石炭産業がしよつておりますいろいろな困難さというものは、事態の変化とともに予想を上回るものが出てくることもあり得ないとは言ひ切れませんが、現在の時点で考えます限り、大体想定どおりの状況でございますから、企業が、先ほどの参考人御決意にもございましたように、皆さんこの新しい対策を機にこん身の力を振りしぼつてやつていただくということであれば、さほど大きな狂いなくやつていけるのではなからうか。また計画期間における若干の状況変化に対しましては、毎年度予算をもつて適当に是正改善をはかつていくことができるわけでございますので、その面から申しまして、ただいま予期し得る限りにおきましては、おおむね予想外な閉山が出てくるという事態は回避できるものと考えておるのでございまして。○大橋(敏)委員 それでは通産省としてどの程度の閉山を予期していらっしゃるのか。出炭規模か

ら見た場合、どの程度見込んでいいのか、お尋ねします。

○中川(理)政府委員 あくまでも試算でございますけれども、助成体系を組み立てましたときの石炭鉱業審議会における前提として四十八年度時点での約三千五百トン、こう申しておりますが、いろいろ精査を加えて、現在つかんでおります数字では昭和四十四年度の出炭見通しが四千五百三十万トン程度、四十五年度が四千三百三十万程度、四十六年度が四千二百二十万程度、四十七年度が三千八百五十万程度、四十八年度で三千六百三十万程度、かように想定をいたしておる次第でございます。

○大橋(総)委員 炭鉱労働者の確保の問題についてお尋ねいたしますが、先ほど参考人の中で組合の代表の方からもその状況が話されましたけれども、離山ムードというのが日増しに高まっております。新石炭政策もここまで固まったわけでありまして、さらに先日は中川局長のほうから政策の細目に至るまで公表されました。にもかかわらず、離山ムードというのは一向に衰えていない。むしろこの際というふうな雰囲気が出ていくというのです。新石炭政策の恩恵を受けてやめていくという逆な傾向になっているのではないかと。特に若年労働者は長くない石炭産業の実態といえますか、そういう印象を深めて離山する者があつた断たないということですが、せっかく今回の新石炭政策で生きている山にこ入れをするわけでございますけれども、肝心の労働者が間に合わないというところで、労働倒産をするようなことになりますれば、ほんとうにナンセンスだと思います。労働者確保こそ今後の産炭地の重要課題であらうと考えますので、あらためて労働者確保についてお答え願いたいと思います。

○中川(理)政府委員 お説のとおり労働力の安定確保が今後の石炭鉱業再建のかぎでございます。まして、助成策その他をもちまして一通りの経理的な見通し、あるいは採炭上の技術的な見通しというものを持つておりますけれども、一番不確定なもの

が労働力確保の問題であることは御指摘のとおりでございます。今回の政策におきましても再建交付金の対象債務として金融債務だけではなくて、労働債務を入れたとか、あるいは労働環境の改善に資するために合理化事業団の無利子融資制度の中に炭住改善等の使途を掲げるとかいうようなことをいたしております。と同時に、万が一閉山になりましても今回の離職者対策にあらわれておりますように、交付金の改善、労働上の対策の改善ということに加えて、万が一のことがあつても相当の条件で離職できるのだということが今後山で働いてくださる方々の万が一の場合の心願になります。収支その他の面では従来の七割の人員費アップに對しまして、一〇%の想定で組んでおりますので、先ほど参考人からお話ございました一般的な賃金上昇率から見れば、なお労働者諸君には相当の不満が残つておることは事実でございます。参考人の意見にございましたように、労使双方あつただけの決意をもつてやっていたらならぬか。ただ労働者確保対策につきましても今回の対策で足りるということではなくて、法制や予算の面以外のものにも実務上の行政指導の上で私どもできるものがございます。今後とも全力を投じたいという意でございます。

○大橋(総)委員 とにかく炭鉱の魅力はほとんどなくなつた。したがって参考人も言っているように、せめて労働者の賃金、ここに強い魅力的な内容が示されない限り私はとても労働者は集まらないと率直に感ずるわけでありまして、大石炭産業についてはばく大な国家資金を投入して産業救済というたてまえをとられているわけでありまして、そういう意味から特段の配慮がなされるべきである。地上、屋外の労働者の立場から見ると、身の危険が非常にある産業でございます。だから賃金ぐらゐそれ以上のものがなければだれ

が集まるであらうか、これが私の率直な気持ちであります。同時に、やはり保安第一といひますか、保安確保が確立されないと、この労働者はほんとうに心配されるおそれがある。労働者はほつた心配されるところから考え方を改めようではないか。保安確保の立場から考え方を改めようといひますが、最近では人災的な災害が起つておる事故が起つております。今後そういう人災的な災害は起きさないと確信はあるか、まず聞きたいわけですが、そういう点お答え願ひいたします。

○橋本(政)政府委員 保安の確保につきましては、私たち全力をあげましてこの新政策等の中に保安を確保するためのあらゆる措置を講じて万全を尽くしたい。それによりまして人災的な災害は絶対起きさないと最大限の努力をしたいと思います。○大橋(総)委員 炭鉱を守るためには保安第一です。しっかりと願ひいたします。

次に特別閉山交付金についてお尋ねいたしますが、四十四年四月一日から四十六年三月三十一日満二カ年間に企業ぐるみで廃業する会社に限られてこの特別閉山交付金が支給される。そのほかにも制度の乱用を防ぐためにいろいろ条件はついているように思ひますが、私がここで感ずること、中小炭鉱はあまりこの恩典に浴さないのではないか、中小炭鉱は累積赤字の額が小さいので、いわゆる一般閉山の交付金だけで閉山費用がまかなえるということからほとんどこういう対象にならない。したがってこの措置は実質的には大手会社の廃業の場合にだけ適用されるように感ずるわけですが、そういうことはやはり不公平な感ぜを受けるのですが、そういう点はどうかでしようか。

○中川(理)政府委員 前々からお答えいたしておりますとおり、この閉山交付金の厚さと申しますものは、当該石炭会社に対して有利であるか、得であるかということではございませんで、当該炭鉱の閉山に伴つて迷惑を受ける中小企業者、労働

者その他の人にとつてどうかであるか、こういうこととでございます。午前中お答えいたしましたように、一般閉山交付金の平均がトントン当たり三千三百円、それから特別交付金の予想で言いますと八千円近くであるというところから見ますと、八千円のはうがきつめて大きい、こういう感じに相なるわけでございますけれども、これによつて労働者が受け取る本来受け取るべき退職金への回収額あるいは中小企業者が受ける額というものを見ますと、退職金につきましては先日お答えしたようなこととございますけれども、中小商工業者の債権は五割を切ることになるかと思ひます。それから見ますと、あまり借り入れのない中小炭鉱の債権者はこれより高い回復率で受け得るからこそ、企業側はこの特別交付金を申請してこない、こういうことだと存じますので、これはくれぐれも会社に対すると申しますよりも、そのことによつて犠牲を負う人たちに對する制度であるということと御理解をいたしたいわけでございます。

○大橋(総)委員 では、次に進みますが、新政策の重大な課題の一つといひました石炭の位置づけ、いわゆる出炭規模はついに明示されませんでした。そのために、大口需要業界の電力、鉄鋼など、これで石炭産業が再建できるのだからかと非常に疑問と不安を抱いておるということでありまして、特に原料炭の最大の需要業界であります鉄鋼業界は、一つには国内原料炭価をどう設定するのか明示されていない、それから二つ目に、出炭規模の見通しにも手がかりがない、そういうことから、長期的な原料炭購入計画が立たないのだ、その点を指摘しているわけでございますが、こういう点についてお答え願ひしたいと思います。

○中川(理)政府委員 石炭鉱業審議会の中には需給部会という部会がございます。これには主要な石炭の消費者代表が全部加わつておるわけでございます。そこで、先ほどお答えいたしました昭和四十八年度までの最終時点で三千六百三十三万トンと申し上げましたものの中には、そのうち原料炭が幾らであり、一般炭が幾らであるという内訳

もあるわけでありまして、それぞれの内容を需給部会等にお示しすることによりまして、石炭の需要家のほうで長期的な見通しというものが十分持てるようにいたす所存でございます。

なお、価格の問題につきましては、答申段階におきまして、なおかつ現在時点で炭価の値上げということとは言い得る状況でないということで、残念ながらこれを断念いたしましたわけでございますが、これらの長期的な予想、それから海外炭の状況というものを考え合わせますと、今後の問題といたしまして、私も具体的に改善の方向に客観的な情勢が許すならば努力をいたしたいつもりでございます。

先ほど中小の参考人のほうから中小値差の問題も出ておりますが、この問題も、いま私も電気事業連合会と連絡をとりまして、幾らか好意的に考えようかという機運が出かかっておる状況でございますので、個別具体的な問題として今後行政上フォローしてまいりたいと思っております。

○大橋(敏)委員 重要な事柄ですので、真剣にその問題を進めてもらいたい。電力業界も四十三年度の一般炭引き取り予算量は二千五百五十万トン、四十四年度は引き取り量は千九百五十万トンにするように希望していた、このように聞いているわけでございますが、実際問題として、予想以上の閉山が起きますと、はたしてこれだけの確保ができるのだろうか、非常にこの点も心配されている点でございますので、あわせて答えていただきたいと思います。

○中川(理)政府委員 前年度の引き取りについての約束から実績は三十万トンこちらのほうで供給不足になりました。ショートの実績を持っておりまして、たゞいま私どもの調整課長のほうで、電気事業連合会と相談をいたしておりますが、およそ千八百八十万トンというかたいところで、かつ石炭側の希望する引き取りというものが大体まとまるのではないかと、たゞいまは至急に話を詰めるべく努力をいたしておる状況でございます。

○大橋(敏)委員 閉山が予想以上に起こった場合、その点はだいいじょうぶですか。

○中川(理)政府委員 電力業界との関係におきましては、先ほど申し上げました需給部会を年四回必ずレビューするというところで、そのつど修正をいたしておりますので、その意味で大事な客である電気事業者に迷惑をかけないように、事前に十分な連絡をとれる体制をいましております。

○大橋(敏)委員 それでは次にいきますが、四十四年度から五十年間約四千二百億円の国家資金が投入されるわけですが、年度の対策が最後の技術策だ、こう考えられて新政策が組み込まれてきたわけでありまして、にもかかわらず、石炭産業そのものをどう持っていくか、こういうビジョンといいますが、将来の姿というものはきわめてあいまいである、あるいは具体的な運転資金対策も不十分である。そこで石炭企業のかかえている現在の赤字がはたして埋め切られるものであるか、とても埋められないのではないかと私は思うのであります。今回の再建交付金の交付ではたして再建の見通しが立つのか、また前回の元利補給金の肩がわり政策の失敗が繰り返されるのではないかとおそれているわけでございますが、この点について説明願いたいと思っております。

○中川(理)政府委員 現在判断いたします限り、今回の助成政策で、先ほど申しましたように、限界をこえる企業の閉山を前提といたしまして、支障なくやり得るものと私どもは確信いたしておりますが、先ほど大臣からお答えがございましたように、もっと助成効率を高める上で、全体の石炭産業の体制のあり方というのについていい案が出てまいりますならば、そのほうのメリットは、いまこの体制変更なしに計算しても私どもはやるのではないかと考えておるところでございます。先生のおっしゃる御不安が私どももないとは申しませんが、それを消す要素として、ほかの意味での体制問題その他からの合理化メリットというものが出てくるのが望ましいわけでございまして、その意味におきまして、至

急積極的に全体の産業としての合理化メリットの追求というところに努力をいたすべく、審議会に諮問をいたす所存でございます。

○大橋(敏)委員 また新石炭政策の中で骨抜きだといわれている問題で、体制整備の事柄があるわけでございますが、先般各委員も口をそろえてその問題については質問しておりました。私も経営形態が明確にならない限りはほんとうの再建の道を歩き出したとはいえないと思うのであります。鉱区の調整あるいは販売合理化が急務である。つい先般三社統合論、いわゆる北海道、常磐、九州、この統合論などが話題になったこともあるわけでございますけれども、これらの体制整備について、利害関係等からいって、石炭業界はほとんど消極的であると聞いております。大手炭鉱が、先ほど言いますように、次々と閉山していく見通しに立った今日、強力な再編成の本格的な取り組み方といえますか、これに入るべきである、私はこう思うのであります。再編成については、先ほどかなり説明があつておりますけれども、もう一度あらためてこの問題についてお答え願いたいと思っております。

○中川(理)政府委員 大臣からお答えいたしましたように、大臣以下当初この問題につきましましては、真剣にかつ積極的に取り組みたいという考えで、昨日来の御答弁を申し上げておるわけでございまして、けさも申し上げましたように、やはりやがての効果を強制するというような形ではなかなか所期の効果はあがらない、この審議期間の間にひとつ関係者が、経営者といわず労働者といわず、学識経験者の意見等をも参考に入れますして、腹を打ち割った望ましい姿というものを努力すべきではなからうか。反面、たとえば流通の合理化のように、これが独禁法その他に触れる問題もございまして、役所サイドで解決してやらなければならぬ問題も出てまいることでございますので、私どものほうといたしましては、並行して行政的にやれる事柄につきましましては、できるだけのことをお願いしたいと考えておる次第でございます。

○大橋(敏)委員 ほんとうの意味の石炭産業の再建はこの体制整備の充実以外にはなからうかと思っております。その点は十分踏まえて今後進めていただきたいと思います。

それから筑豊の産炭地を歩いてみますと、とにかく鉱害の苦情を教々聞かされるわけでありまして、まさに鉱害の都ともいえるほど九州の筑豊関係はひどいのであります。新政策の実施、その方向からいっても閉山傾向が強くなつてきますし、この鉱害問題がさらに大きな問題として起こってくるのではないかと、そういう点から非常に不安を感じておりますので、鉱害対策の点でお答え願いたいと思っております。

○中川(理)政府委員 御承知のように、昭和四十四年度予算におきましては、四十三年度の復旧事業規模が九十五億円でございましたのに対して、百十億円の復旧規模を考へておりまして、鉱害処理を促進いたしますと同時に、この処理の総合性、計画性というものを確保いたしますために、長期の復旧計画というものの作成を急ぐというところで、現在努力いたしておる状況でございます。反面、鉱害認定制度の整備を行なうこと、鉱害賠償、鉱害防止のための資金の確保をはかること、終閉山時における鉱害債務の弁済の迅速化及び一そうの適正化ということをはかるつもりでございます。御承知のように、明治以来の鉱害が筑豊に集中的に集積しておるという状況でございますので、私どもの意欲にもかかわらず、実際問題として全体の鉱害量から申しますと、地元の方がまだまだ手ぬるいとお考えになる実態があることは、これは否定できないところでございまして、いま人員の許す限り、能力の許す限り、事業団の統合も行ないまして、できるだけ能率をあげようというところで努力いたしておる次第でございます。いましばらく推移を見ていただいて、なお不十分なところがございましたならば、御叱正を賜わりたいと存する次第でございます。

○大橋(敏)委員 これまでいろいろと先般委員の

た施設は一切撤去しなければならない。このあとはいわゆる木でも植える以外に産炭地の振興策はない。こういう地帯でありますから、この場合、

ておるわけですが、特に国の国庫補助あるいは起債等でその財源措置がきます分以外に、そうした特殊な事情を考えまして、通常の石炭対

たそういう実情について、県費負担等の面については、私の認識は誤りかどうか、これに対する考え方を書いていただきたいと思います。

九八・五％の定数は毎年保証していこう、こういう措置を講じているわけでございます。でござい
ますから、この児童生徒数の減少に対する措置と

中心にいたしました経理的な見方というものの協力をさせまして、もう数日を出ずして真剣にこの問題に取り組みたいと考えております。

現にいままでも、これはもう先生御承知のことでございますけれども、赤間地区内に国の鉱区調整のためのボーリングを三本実施しております、北海道炭礦汽船株式会社等もある程度話をいたしております、雄別鉱区につきましては北陽鉱区を雄別が開発することに住友側の了解も取りつけておるといふことでございますので、これらの事実の上に長期的な展望と、円滑に再建に乘れる実面的な判断というものを冷静に見きわめをつけてまして、至急雄別の再建問題に私どもも積極的に取り組みたいと考えております。

○岡田利委員 私に特にこの問題は、一応法案はきょう上がつて参議院に送られる予定になっておるわけですが、四月一ぱい、連休もございませうけれども、基礎的な要因の分析といひますか、一応の問題の柱の立て方、骨格、この程度のこととは今月中ぐらいにやるべきだ、こういう見解を私は持っておりますので、いずれまたこの面についても具体的な意見を述べられる機会があると思ひますが、特に大臣のせつかくの答弁がございしますので、この面は特にそういう方向で検討していただきたい、かように存じますので、ひとつ事務次官の答弁をいただいております。

○藤尾政府委員 この問題につきましては、私が大蔵から命ぜられまして実地調査をいたしました責任者でもございします。大臣たびたびお答えを申し上げましたように、再建策がこれからすべり出そうというやさきにこういう問題が起つたわけでございますから、そういう災害をもつて、できれば再建策の発端に立つたかのような雄別炭鉱が閉山のやむなきに至るといふようなことの事態のないように、十二分におまへは調査をしてこい、そういう話し合いをしてこい、こういう御命令であつたわけでございます。したがひまして私どももさうな大臣の御命令に従つて、そういう見地からの検討を一応してまいっております。

でございます。しかしながら、何といひましても、これは雄別炭鉱株式会社御自身の再建計画といひますものが、はつきりと具体的に裏打ちをもつて示されませんことには、私どもといひましてもこれに取り組みようがないわけでございます。それが出次第、私どもといひましても、緊急にまず第一着手といひまして、この具体的な再建策を立てる、こういう方針をとつておりますので、必ず御趣旨に沿うようにできると、私がかように信じております。

○岡田利委員 石炭鉱業再建整備臨時措置法の改正の中で、きのう多賀谷委員の質問に対して不明確な点がありましたから、この機会に私からお尋ねいたしておきます。

それは社内預金の、いわば肩がわり優先支払いといひますか、端的に申し上げればそういうことになるわけですが、この内容についてきのう質問がありましたけれども、明確でなかつたわけですから、この点をひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

○北村説明員 昨日の再建交付金制度においては、従業員関係債務をどう見ておるか、それからまた特別閉山交付金制度はどう見ておるか、こういう御質問に對しまして、例示をもつて御説明をいたします前に、両制度のごく基本的なわれわれの考え方につきまして先に御説明いたしたいと思ひます。

もともと、再建交付金制度は、相当長期間、少なくとも五年程度の計画期間は存続、再建可能な企業に向かつて再建交付金を交付するものでございします。したがひまして、二年間の期間が経過するところの特別交付金制度に、このような再建交付金を受けた企業が企業ぐるみ閉山の申請をいたしましたことは、制度のたてまえからはおかしなことでありまして、制度のたてまえから、地下資源産業の特性といひまして、不測の事態などのために、存続可能と思はれた企業が、解散の、閉山の余儀なきに至ることもあり得るわけでございます。このような企業に對しまして、一たび再

建交付金制度を受けたからといって、企業ぐるみ閉山の制度の適用を拒否するといふことは、非常に酷に過ぎる、こういうふうにもまた考える次第でございます。そのような場合には、再建交付金を一度受けましても、企業ぐるみ交付金の制度を申請を認めてもいいじゃないか、そのかわりに、その場合には考え方としては、その企業は、その再建交付金を受けていた企業は、特別閉山交付金の適用を受ける企業に性格変わりをしたのだ、こういうふうにも考えるわけでございます。したがつて、スタートの時点にさかのぼりまして、特別閉山交付金制度の適用を受けたならば、従業員関係債務に向かつて交付されるであろう金額から再建交付金制度で交付を受け、あるいは損失補償を受けた金額を差引いた金額を企業ぐるみ制度でもって交付するのが公平である、こういうふうにも考える次第でございます。

ただいまの説明を例をもつて申し上げますと、ここに十萬円の社内預金をしてある従業員債務につきまして、当初まずその企業が再建交付金を受ける。一年先に閉山のやむなきに至つた。その一年間に再建交付金をもちまして、その従業員は、十萬円の債権の中から三萬円を返済してもらった。したがひまして、残る七萬円を未回収のままの状態で損失補償の事態が起るわけでございます。残りの七萬円の半額三萬五千円の損失補償を受ける。そうしますと、その従業員は、再建交付金制度で六萬五千円の国からの返済を受けるわけでございます。もし、先ほどの考え方から立ちまして、スタート時点においてその企業が特別閉山交付金制度の申請をしておたならば、その従業員は、七割五分でございますから、七萬五千円の交付金を受けるわけでございますので、その差額一萬円を、企業ぐるみの制度で、交付金として当該従業員にみる、こういう考え方では現在政令以下を検討しております次第でございます。

○岡田利委員 内容はよくわかりました。聞いてもちょっととびとせませんけれども、内容はわかつておりますから、議事録にとどめておくといふことで、次に進みたいと思ひます。

一千億の第二次肩がわり、こういう表現で、俗っぽいことばで言われているのであります。しかし、すでに企業ぐるみ閉山その他がありますから、いわゆる動態の企業は動いているわけですね。閉山しているところも出ておりますが、第二次肩がわりといふものは、一千億という表現は、やはり動いているのだと思ひわけでありませう。それと同時にこの内容であります、第一次肩がわりの場合には市中銀行が大体二三割、開銀及び政府金融関係が七割程度。第二次肩がわりの場合にはどの程度の額になる見込みか。それと、そういう市中政府系金融機関の概算でけっこうですから、目安でけっこうですか、どういふ割合になるのか。私の目途では、市中関係が大体八一、二割になるのではないかと、こう見ているのですが、いかがですか。

○長橋政府委員 お答え申し上げます。いわゆる一千億円のベースの肩がわりが実行されました場合に、金融債務と従業員債務その他の割振り振りがどのような結果になるか、まだ予測のむづかしい問題でございますが、一応最低限金融債務としてはこの程度になるであろうといふことでお答え申し上げます。再建交付金対象とした場合は、大手十六社で一千億円のベースで考えました場合には、財政金融関係が約六百二十億、市中金融関係が二百九十六億でございます。財政金融の割合が六七・七割程度になるかと、かように見通しております。

○岡田利委員 この法律にありますが、今度の場合、安定補給金を与える。第二次肩がわりが行なわれる。しかし、これはさらに予算がふえていく。予算はふえていくけれども、安定補給金が毎年毎年ふえるといふことは別に答申の中にもありませんし、話は聞いていないわけですね。そういたしますと、この立て方を分析すると、昭和四十

四年度と昭和四十五年度の二年間を比較しますと、もちろん賃金も上がっていきしょうけれど、コストアップ要因もあるわけです。合理化あるいは機械化によって生産を上げてコストアップ要因を吸収する努力はあったとしても、来年よりはことしのほうが常識的に考えて経理内容がいいわけですね。いま肩がわりを受けるわけですね、それから安定給金を受けるわけです。これは賃金が上がるでしょうけれども、また来年も賃金がかかるコストアップ要因もあるわけです。ですから、それだけをとらえてみると、来年よりはことしのほうが経理内容がいいことになるわけですね。そうすると来年もやっていると、再来年もやっていると、これは、非常に案外、資金の運用上は別に、経理決算上は案外、ということになるわけです。そういたしますと、結局その場合、今年一年に限って利益が計上できる場合が考えられるわけですね。そういう点で厳格に見ますと、利益が計上できる面が出てくるとすれば、利益の計上は歓迎するものであるが、しかし政策上から見れば、それはむしろ来年に備えて非常にシビアに炭鉱経営というものを考えなければならぬ、こういう問題があるわけです。こういう点についてはどういう指導をなさるつもりですか。

○中川(理)政府委員 いまの御指摘は、概括的に申しますとそのとおりでございます。五年間の収支損益を念頭に置いて考えておりますので、制度の仕組みからいいますと、前半のほうの黒字を後半のほうの赤字で消すというのが大ざっぱな姿でございますが、ただ具体的に私どもが計算いたしましたときには、必ずしもそうはならない点が一つございまして、今度の再建整備計画によりまして管理部門の合理化というのを初年度の計画の中からも組んでおります、こういうことと考えておりますので、そのほうの管理部門の圧縮に伴う職員の退職金負担というふうなものが前半に出てまいりまして、後半に経費面の負担でそのほうが軽くなってくるという状態がございます。

で、政策の立て方は岡田委員おっしゃるとおりの立て方になっておりますが、実際上の適用はいま申しましたような管理部門の節約ということで、職員の諸君にはちょっと悪いのですけれども、少し思い切った合理化をやってもよろしいというのを前提にいたしておりますので、実体的な経理内容は必ずしもそういうことにならない、こういうことで御理解をいただきたいと思っております。

○岡田(利)委員 時間がありませぬからもう一問の質問でやめますけれども、法律が上がっても政令はまだできておりませぬし、その後検討されるのだと思うのです。そういう度合いにおいて、また本委員会に御出席願って、誠意のある答弁なり説明をいただくということを前提にしまして、もう一つの質問でやめたいと思っております。

それは体制問題の中において二つの委員会ができるわけですが、行政的に解決できるものもありまされども、むしろ早急に特にこの鉱区調整部会というものが、答申の趣旨をも尊重するとするならば、いろいろな個々のケースについて意見を聞くという必要性もあるのではないかと、こういう気がするわけです。先ほど述べた雄別再建の問題等については、そういう場合もあり得るかもしれぬわけですね。そういう意味でこの委員会の発足は早急にすべきだ、こう思うのですが、この委員会はいくつ発足できるのか、この点について答えていただきたいと思っております。

○中川(理)政府委員 残念ながら早急にと申し上げる以外、いま具体的なスケジュールをきめておりませぬので、確定的な日時を申し上げることができないのでございますけれども、これはできるだけ急ぎます。それから、もしそれがまだ発足していない状態にいていまのようなことを各種の第三者から聞く必要があるということであれば、現在の審議会の中にも鉱区調整の部会がございまして、この部会を当面使っていくということにいたしますが、できれば新しい委員会に早く切りかえたい、こういうことで考えております。

○岡田(利)委員 終わります。

○岡田(利)委員 終わります。

○岡田(利)委員 終わります。

○岡田(利)委員 終わります。

○岡田(利)委員 終わります。

○岡田(利)委員 終わります。

○岡田(利)委員 終わります。

○岡田(利)委員 終わります。

○岡田(利)委員 終わります。

○岡田(利)委員 終わります。

○岡田(利)委員 終わります。

○岡田(利)委員 終わります。

○岡田(利)委員 終わります。

ならないのだと思うのです。第一点は、やはり企業を乗りこえたいわゆる本格的な管理体制を確立するというところであり、第二には流通関係の思い切った一元化をはかっている、そのことによって今日の政策需要に大きくこたえ得るという体制の整備、いわゆる輸送の大型化の問題、あるいは需要者に適合し得る炭種の造成の問題、あるいはそれぞれの流通部門における荷役の共同化によるメリットを大きく生み出していくという問題、こういう各種の問題がやはり流通の合理化の中で第二の問題として解決されなければならないと思っております。

第三の問題は、今日の炭鉱では労働力の確保の問題があります。もちろん災害によって労働者がさらに不安を感じ、炭鉱を離れていくという面もございまして、平均年齢四十二歳に及ぶ炭鉱労働者の今日の構成から考えれば、若手労働力を確保しないでは、幾らビルドアップの山といえども、長期的安定生産、近代化の方向、新しい技術の導入等、質的な労働者の確保はできないわけがあります。今日の企業形態の雇用であつては若い労働力が炭鉱に魅力を持って就職をするという期待は、おそらく何人といえども大きく出ないことは明らかだと思っております。その山が閉山になればほら出てくるわけでありまして、少なくとも新しく炭鉱労働者として新しい技術に対応してそこに意欲を燃やして働こうとする者に対しては、終身の保障がなければならぬ。そのためには、やはり産業雇用的な体制を確立しないで、炭鉱労働力の安定的な確保あるいは今日の技術革新に対応する質の高い労働力の確保というものはできないというところも明らかだと思っております。

第四の問題は、これは保安確保の問題であります。しばしば議論されておりますけれども、結局今日の日本の炭鉱は三千五百万トンの方向を目指していく、あるいは従来の実績でも四千七百万トン程度でありますし、しかもわが国の炭層の条件というのは、諸外国と違って、造山作用によって炭化作用が進み、弱粘結の原料炭が賦存してゐる。

それだけに条件というものは個々によって異なるわけだ。急傾斜のところ、急傾斜と緩傾斜が併存してあるところ、緩傾斜のみの炭鉱、こういうふうに、地質条件というものは実はずいぶん変化に富んであるわけだ。しかも、炭層の賦存している地質は新生代第三紀層の最も新しい炭層であり、弱点がある。こういう面から考えてまいりますと、保安対策というものは、より一そう重点的に進めなければならぬし、ある場合によっては、思い切った単位炭鉱を整備し、その間別な炭鉱で生産をカバーする、こういう関係が総体的に確立しなければ、思い切った保安確保の施策というものは実現することは困難なわけだ。そのためにも、個々の企業に分散された状態でこういう思い切った方法をとるということはおそらく不可能である。そういうためにも体制的な解決をしなければ、保安確保の基本になる問題の解決なんというものはできないと私は考えます。

第五の課題は、産炭地域経済の問題であります。いわゆる諸外国が炭鉱公社にする、あるいは国営化する、あるいは一社化していく、こういう一つの体制的な整備は、同時に石炭の歴史的な使命を終えつつある、終極に近い炭鉱、あるいは極端に採算ベースに乗らない炭鉱の閉山を、社会的摩擦をできるだけ避けて、いかにそれに対応してこれを撤収していくか、いわば計画的な、秩序ある撤収であります。これは個々の企業に分散されておる今日の炭鉱ではできないわけだ。これをほんとうに計画的に秩序ある方向へ持っていく、しかも産炭地域振興の産業再開発の面と一体どういうところに接点を求めるか、こういう立場に立つて考えていく場合に、やはり今日の石炭企業の経営体制では非常にむずかしいということが、過去においても立証されておるわけだ。加えて、わが国は鉄鋼の最大輸出国になってまいりました。しかも、強粘結炭は皆無といってよろしいのでありますから、外国原料炭を確保しなければなりません。今日の鉄鋼の伸びを推定いたします

と、原料炭の確保はそう容易なことではございません。そういう意味では、今日まで蓄積されてきたわが国の技術、先ほど申し上げました条件の中で開発してきた技術、蓄積した技術というものが、この原料炭の確保に向けた技術なければならないのだらうという大きな期待もやはりあるわけだ。これを進めていくためには、やはりそういう技術というものが一つに統一された会社によって受けとめられる、あるいはそういう組織によって受けとめられるという体制がなくては、今日のこの現状では、その方向に期待される役割りを果たすことはなかなか困難だろうと私は考えます。最近、技術の開発については、合理化事業団の機械貸与や技術の更迭等がある程度行なわれておりますけれども、しかし、技術面を見ましても、鉄のカーテンから竹のカーテンのような状態というものはある程度見のがすことのできない現実であります。そういう新技術の開発や、機械の高率利用という、石炭産業が安定していくためにはどうしても解決しなければならぬ二つの観点に立つても、やはり体制的な面で受けとめるという必要性がある。

第二類第四号 石炭対策特別委員会議録第十一号 昭和四十四年四月十八日

この五つの課題がありますし、加えて、私が述べておりますように、合理化事業団はすでに二百七十名程度の職員を擁し、おそろしく今年度六百億の資金を動かす。五カ年間にわたって推計いたしますと、一千億をこえる金をこの合理化事業団が担当するということになるでしょう。あるいはまた電力の場合には、電力用炭販売株式会社が存在している、技術の面においては石炭技術がある、こういう点を考えますと、先ほど政府は管理部門の縮小、このことは思い切つてやるというけれども、行政機関と石炭政策を進めていくこれらの事業団の關係と、石炭企業のそれぞれの管理部門、この統一的な把握と統一的な簡素化、合理化にこたえることができないだろうか、こう考えます場合には、まさしくわが国の石炭産業の問題解決は、これらの課題を勇敢に解決して、その上に

立てて石炭産業の果たす歴史的な役割りを全うさせるということに、今日の石炭政策の視点、政策の立て方、政策の具体的な展開がなければならぬと私は思うのであります。しかし今日、石炭企業の置かれてある現状は、確かに崩壊一歩手前であり、そういう現状を踏まえて私どもは慎重審議をし、この法律案が早く成立せざるを得ない条件の中で、非常に苦しい立場に立って、政府の提案を審議せざるを得なかったものであります。私は、やはりそういう展望をいたし、基本的な考え方に立つ場合に、この両案に対しては反対の態度を表明せざるを得ないわけだ。私は、この機会を通じて、この私どもの反対の理由について、今後の石炭政策の上で十分検討されんことを強く要望いたします。反対討論を終わる次第です。(拍手)

○平岡委員長 田畑金光君。

○田畑委員 私は、民主社会党を代表して、ただいま議題となりました石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案に対し、賛成の意を表します。

初めて、石炭鉱業合理化臨時措置法の改正内容は、第一には山ぐるみ閉山の場合、石炭鉱山整理特別交付金を交付することを内容とするものであります。大手炭鉱である明治炭業、杵島炭業、麻生炭業の閉山は、この新政策の具体化と同時に始まることとしております。社会経済情勢の急激な発展、エネルギー事情の激しい変化のもとで、石炭産業が今日の危機に立たされておることは不幸な現実であります。これがため、国が相当額の財政資金を石炭産業に投じていることは、一産業に対する政策措置としては、これを正当に評価してしかるべきだと考えます。しかし、新政策が真に石炭企業産業の安定に寄与できるかどうかは、体制整備の問題、鉱区の再編、調整の問題、あるいは販売数量の調整等に関する通産大臣の勧告権の確かな発動等が、単にことばだけでなく、適時適切に実行されるかどうかにかかっていると

います。このことについて政府の勇氣ある行動を切に希望するものであります。

次に、石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案は、実質的には前回の政策に引き続き、第二次肩がわりにより、炭鉱の再建をより円滑ならしめようとする政策目的に立つものと思えますが、そういう意味で再建交付金を柱とするこの法律改正案は、石炭産業の今後にそれなりの寄与をなすものと見ております。ただし再建交付金を交付するについては、当該会社と金融機関との借り入れ契約の変更が必要であります。契約内容は前回のそれよりも後退しておるわけであり、すなわち政府金融、市中金融ともに償還期間十五年、金利三分、元利合計半年賦均等償還の方法で、はたして金融機関が協力するかどうか、また損失補償の特例措置により、担保抜き金融により運転資金確保を期待してありますが、実効性はどうか、はなはだ疑わしいのであります。長期資金は合理化事業団、運転資金は市中銀行からというものが、新政策の金融措置の前提となっておりますが、私は今後の石炭経営の大きな阻害要因は、金融をどうするかの問題であると思えます。この点特段の政府の助言、協力、指導を期待するものであります。

今後の石炭政策の基本的問題は、いまお話しがありましたように、何といっても体制の問題であると思えます。すでに昨年第四次審議会にあたり、世間周知のように、いわゆる植村構想なるものが世の注目を集めたわけであり、私企業の原則に立つ西独は、本年一月以降ルール石炭鉱業株式会社を発足させ、十年來の石炭産業の混乱克服に乗り出しておるものであります。追い詰められたわが国の石炭産業も、真剣に体制問題はどうかあるべきかを探索し、すみやかに結論を出すべきであると考えます。特に鉱区の再編、調整の問題は、体制部会の小委員会の審議にまつまでもなく、行政当局ですみやかに処理すべきであり、また処理できるものと考えます。それすらも断行できないようでは、新政策の名に値しないものと言

えましよう。これまた政府の勇氣ある措置を期待いたします。

なお、本日労使の代表に参考人として出席を願ひ、新政策に対するそれぞれの立場からする意見を求めましたところ、労使ともに今回の政策に賛意を表し、今後はよりよい労使関係を維持し、石炭産業安定に協力するとの強い決意表明がありました。労使が自主的にみずから責任と協力で石炭企業、産業の安定に取り組むことは当然のことと考えます。

西独における石炭鉄鋼共同決定法に基づく労働者の経営参加など、わが国においても大いに学ぶべきであると考えます。また今後の石炭産業の安定は労働力の確保にかんがってあります。いま賃金ベースアップの労使交渉が持たれております。賃金は自主交渉にまつことはもちろんであります。しかし、事態は石炭政策、石炭予算に左右される実情であります。新政策が発足した第一歩において、労使が賃金交渉で無用なトラブルを起こし、つまづくことのないよう、また地下産業労働者には、それにふさわしい賃金ベースが確保できますように、行政当局の側面的協力と助言を強く期待いたすものであります。

当面の問題処理に対する私の希望を付しまして、両法案には賛成の意を表するものであります。(拍手)

○平岡委員長 大橋敏雄君。

○大橋(敏)委員 私は、公明党を代表して、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案並びに石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案について、賛成の討論を行なうものであります。

すでに質疑の過程において明らかにしましたように、今回の新石炭対策については、はたしてこれで石炭鉱業の再建が可能であるかどうか、はなはだ疑問が残るのであります。私どもは、今次石炭対策については、過去三回に及ぶ石炭対策の失敗にかんがみまして、真に石炭鉱業の再建がはかられるよう実質的な抜本的対策が確立されること

を強く要望してきたのであります。しかるに、新石炭対策の内容は、従来の施策の延長にすぎず、手直し程度であるにもかかわらず、多額の国費を支出するものとなつたのであります。このような多額の国費を支出する以上は、石炭鉱業の体制問題その他について徹底的な検討を行ない、産業としての石炭鉱業が再建されるものでなければ、国民の納得を得ることはできないと思つたのであります。その意味におきましては、新石炭対策につきましては多くの不満を持つものであります。ひるがえって石炭鉱業をめぐる諸般の情勢を考えますと、再建交付金の交付、特別閉山交付金等を内容とする両案につきましては、なお諸般の問題はありますけれども、すみやかに両案を成立せしめることが必要であると考えられるのであります。

したがいまして、新石炭対策の今後につきましてはなお十分検討を加えることを強く要望いたしまして、両案に賛成の意を表するものであります。(拍手)

○平岡委員長 これにて両案に対する討論は終局いたしました。

これより順次採決いたします。

まず、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○平岡委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○平岡委員長 本案に対し自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の各派共同提案にかゝる三原朝雄君外七名より附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者の趣旨説明を求めます。三原朝雄君。

まず案文であります。お手元に配付いたしておりますので朗読を省略させていただきます。その趣旨は、お手元の案文により十分おわかりのことと存じますが、特に、産炭地域における中小商工業者が炭閉山によりこうむる著しい影響にかんがみ、これら中小商工業者の救済については、今後一そうの配慮をされたいと存じます。

また、鉱害復旧事業の重要なことは申すまでもありません。今後激増する無資力鉱害等の復旧を含め、施策の拡充をはかり、さらに格段の努力を続けられたいと思ひます。

次に、産炭地域振興については、政府をはじめ関係各機関が緊密な連携のもとに計画的に振興対策を実施すべきであると存じます。

なお、産炭地域における離職者の滞留、要保護世帯の増加、非行青少年の発生等々の実情に対処し、地方財政対策、教員の適正配置等による青少年の非行防止などにつき、実情に即した適切な措置を早急に講ずる必要を痛感する次第であります。

以上で趣旨の説明を終わります。

各位の御賛同をお願いいたします。

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 閉山企業に対する中小商工業者の売却金債権等については、今回の措置によつてもなお充足されない部分があることにかんがみ、これらの中小商工業者に対し、中小企業金融公庫等からの特別融資制度の強化など中小企業対策に万全を期すること。

二 新石炭対策の実施にともない、無資力鉱害の激増が予想されることにかんがみ、鉱害復旧事業量の大巾な増大、無資力調整交付金の拡充について十分配慮すること。

三 産炭地域振興対策については、今後の炭閉山に対処し、一層産炭地域振興事業団の機能の拡充強化を図り、関係各省、政府関係機関、地方公共団体等の協力体制を強化するとともに、産炭地域における地方財政の援助、文教、住宅等の施策について特段の措置を講ずること。

○平岡委員長 これにて提出者の趣旨説明は終わりました。

これより採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○平岡委員長 起立総員。よって、本動議のごとく附帯決議を付するに決しました。

○平岡委員長 次に、石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○平岡委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○平岡委員長 本案に対し自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の各派共同提案にかゝる田畑金光君外七名より附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず提出者の趣旨説明を求めます。田畑金光君。

○田畑委員 ただいま提案されました四党共同提案にかゝる附帯決議案について、その趣旨を御説明いたします。

まず、案文を朗読いたします。

石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、新石炭対策の実施にあたり、将来の炭田開発の展望等を考慮し、企業の実態に即応

しつづ、弾力的にその運用を図るべきである。
以上であります。

御承知のとおり、石炭鉱業に対しましては、第一次肩がわりに続き、第二次肩がわりである再建交付金が、今回交付されるわけですが、一方、合理化法の改正によりまして、企業ぐるみ閉山に対する特別閉山交付金が交付されること等に伴い、現在の石炭鉱業の状況からいたしまして、いわゆるなだれ閉山の事態も危惧されるのであります。したがって、今回の新石炭対策の実施にあたりましては、鉱区調整、炭鉱施設の有効利用など将来の炭田開発の展望等について十分考慮した上、なだれ閉山の事態が防止されるよう、石炭企業のそれぞれの事態に即応して、弾力的な施策の運用をはかることが必要であります。

以上が本附帯決議案の趣旨であります。よろしく御賛同をお願いいたします。

○平岡委員長 これにて提出者の趣旨説明は終わりました。

これより採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○平岡委員長 起立総員。よって本動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

○平岡委員長 この際、ただいまの両案に対する附帯決議について、政府の所信を承ることにいたします。藤尾通商産業政務次官。

○藤尾政府委員 ただいま御決定をいただきました附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重をいたしまして、必ず実行をするように努力をいたしたい、かように考えます。
ありがとうございます。

○平岡委員長 ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○平岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○平岡委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後五時二十二分散会

昭和四十四年五月一日印刷

昭和四十四年五月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局